

2) 市町村が策定する復興計画等に関する調査

対象地域の全市町村の内容を確認し、各計画において三陸復興国立公園の取り組みと関係性が深いと考えられる項目が掲載されているページを表 2-2-1 にとりまとめた。

とりまとめた項目は以下の通りである。

- ・ 三陸復興国立公園（仮称）
- ・ 自然公園（含ジオパーク）
- ・ 観光、ツーリズム等
- ・ トレイル
- ・ 長距離自然歩道
- ・ 自然環境の保全
- ・ 自然環境の再生
- ・ 海岸林の再生、防災林、防潮林等
- ・ 森づくり及び植林
- ・ 鎮魂の森及び展望の丘等
- ・ 高台移転
- ・ 災害以降の保存
- ・ メモリアルパーク及び国営公園
- ・ 災害記録の伝承、防災教育等

表 2-2-1(1) 各市町村の復興計画における、(仮称)三陸復興国立公園と関連性があるページ一覧

県名	市町村名	復興計画の名前	計画案等の策定日	三陸復興国立公園(仮称)	自然公園(含ジオパーク)	観光、ツーリズム等	トレイル	長距離自然歩道	自然環境の保全	自然環境の再生	海岸林の再生、防災林、防潮林等	森づくり及び植林	鎮魂の森及び展望の丘等	高台移転	災害遺構の保存	メモリアルパーク及び国営公園	災害記録の伝承、防災教育等
青森県	八戸市	八戸市復興計画	平成23年9月26日	p.3, 29, 30, 32, 56, 70, 71, 76	p.7, 30, 31, 32, 70, 71, 76	p.7, 23, 24, 29, 64		p.32, 71, 76	p.29, 30		p.40, 58, 77	p.40, 58, 77					p.46, 49, 58
	三戸郡階上町	階上町震災復興計画	平成24年2月	p.25		p.25, 36, 37								p.30			p.28, 37
岩手県	九戸郡洋野町	海と高原の絆、未来へ 確かな復興 洋野町震災復興計画	平成23年7月			p.22, 23				p.17							p.6, 31
	久慈市	久慈市復興計画～新たな視点による 新たなまちづくり～	平成23年7月22日	p.37	p.37	p.35	p.37	p.37		p.28						p.55	p.53, 55
	九戸郡野田村	野田村復興計画	平成23年11月7日			p.12, 15					p.5, 15		p.9	p.4, 6, 9, 14, 15			
	下閉伊郡普代村	普代村災害復興計画	平成23年9月			p.18, 19	p.19							p.26, 29	p.18, 19	p.26	p.32
	下閉伊郡田野畑村	東日本大震災田野畑村災害復興計画【復興基本計画】	平成23年9月		p.13, 16, 29	p.13, 27, 28, 29, 30, 36				p.29	p.13, 31	p.32		p.7, 10, 36	p.13, 16	p.7, 13, 16, 36	p.13, 16, 36
	下閉伊郡岩泉町	岩泉町震災復興計画	平成23年9月16日		p.15, 16						p.11			p.5		p.12	
	宮古市	宮古市東日本大震災復興計画【基本計画】	平成23年10月31日	p.49, 50, 51	p.49, 50, 51, 82, 90	p.49, 50, 51, 82						p.4, 10, 11	p.39, 40			p.67, 68	p.67, 68, 70
	下閉伊郡山田町	山田町復興計画	平成23年12月22日			p.4, 33, 34			p.16	p.15	p.13, 16	p.28		p.7, 13, 47, 49, 51, 53, 55, 57, 59		p.36	p.36
	上閉伊郡大槌町	大槌町東日本大震災津波復興計画 基本計画	平成24年1月4日			p.46, 47		p.58			p.61		p.61, 62, 63, 65, 66, 67, 68, 資料編 p.4, 9, 13, 16, 20	p.17, 19, 26		資料編 p.4	p.51
	釜石市	釜石市復興まちづくり基本計画	平成23年11月22日	p.52, 54	p.52, 54	p.52, 54, 63, 64									p.33, 41, 49, 53, 73, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 95, 96, 97, 99, 100, 101, 103, 104, 105, 106, 107, 108	p.44	p.44
大船渡市	大船渡市復興計画	平成23年10月31日	p.28	p.8, 20, 28	p.7, 8, 27, 28	p.28	p.28							p.6, 10, 15, 16, 18, 26, 33, 43, 土地利用方針の p.1-8, 10-14			p.11, 20, 37
陸前高田市	陸前高田市震災復興計画	平成23年12月								p.13, 21, 71	p.11, 62	p.24, 62			p.11, 16, 24, 35, 62, 76	p.32	
宮城県	気仙沼市	気仙沼市震災復興計画	平成23年10月7日	p.21, 24, 143, 155	p.21, 24, 55, 56, 57, 59, 61, 63, 65, 66, 145	p.13, 17, 21, 24, 52, 55, 57, 59, 61, 63, 65, 66	p.35		p.13, 14, 17, 22, 51, 55, 57, 59, 61, 63, 65, 66, 164, 167, 169	p.13, 14, 17, 22, 148, 164, 167	p.18, 24, 39, 45, 80, 113, 119, 148	p.20, 22, 51, 113, 119, 168, 169	p.13, 19, 21, 109, 110, 154	p.12, 18, 23, 26, 27, 32, 33, 34, 36, 37, 39, 43, 44, 45, 46, 48, 51, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 69, 201		p.13, 19, 21, 110, 154	p.13, 17, 19, 107, 109, 110, 111, 112, 143, 149, 154, 190
	本吉郡南三陸町	南三陸町震災復興計画	平成23年12月26日			p.9, 46, 52, 58								p.30, 31, 32, 33, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 46			p.55
	石巻市	石巻市震災復興基本計画	平成23年12月			p.21, 24, 82, 83			p.81		p.20, 42			p.19, 37	p.20	p.40, 124	p.20, 31, 32

表 2-2-1 (2) 各市町村の復興計画における、(仮称)三陸復興国立公園と関連性があるページ一覧

県名	市町村名	復興計画の名前	計画案等の策定日	三陸復興国立公園(仮称)	自然公園(含ジオパーク)	観光、ツーリズム等	トレイル	長距離自然歩道	自然環境の保全	自然環境の再生	海岸林の再生、防災林、防潮林等	森づくり及び植林	鎮魂の森及び展望の丘等	高台移転	災害遺構の保存	メモリアルパーク及び国営公園	災害記録の伝承、防災教育等	
宮城県	牡鹿郡女川町	女川町復興計画	平成23年9月			p.23, 27, 33, 57					p.38			p.24, 27, 30, 59, 60, 61, 62, 63, 65, 85	p.22, 27, 47	p.28, 32, 48	p.48	
	東松島市	東松島市復興まちづくり計画	平成23年12月26日			p.36,37,61,62					p.10			p.12,13,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56		p.11	p.24	
	宮城郡松島町	松島町震災復興計画	平成23年12月29日	p.4-10,4-35	p.4-9,4-10,4-35	p.3-7,4-15,4-34,4-35,4-37			p.3-6,4-6	p.4-40						p.4-9	p.4-22	
	宮城郡利府町	利府町震災復興計画 未来へつなぐ「絆」～再生から発展へ～	平成23年8月19日			p.14,20,34,35,38								p.27				p.14,40,44,45
	塩竈市	塩竈市震災復興計画	平成23年12月2日			p.27						p.19		p.13				
	宮城郡七ヶ浜町	七ヶ浜町震災復興計画 基本計画[骨子]	平成23年8月24日									p.2						
	多賀城市	多賀城市震災復興計画	平成23年12月12日			p.25						p.15,16						p.13,16,19,42,43
	仙台市	仙台市震災復興計画	平成23年11月			p.24, 51, 52				p.9, 15, 20	p.9, 11, 13, 20		p.11, 15	p.11, 14, 27, 33, 34		p.51		p.10, 15, 25, 40, 51
	名取市	名取市震災復興計画	平成23年10月13日			p.18, 28, 32, 50				p.15	p.12, 19, 29		p.11	p.22, 25		p.23, 29		p.6, 24, 29, 32, 52
	岩沼市	岩沼市震災復興計画グランドデザイン～愛と希望の復興～	平成23年8月7日									p.28, 39	p.38	p.23, 38, 41			p.38, 39	p.23
	亶理郡亶理町	亶理町震災復興計画	平成23年12月16日			p.8,38				p.33	p.12,18,21		p.12	p.11				p.11,12,26
	亶理郡山元町	山元町震災復興計画	平成23年12月		p.17	p.26			p.11		p.8			p.8,14		p.8		
福島県	相馬郡新地町	第一次新地町復興計画	平成24年1月23日		p.8					p.8	p.8,11,28,29		p.28,29	p.6,7,8,22				p.10
	相馬市	相馬市復興計画 Ver.1.1	2011年8月29日											p.20				p.32,33

3) 海外の事例調査

過去に津波、地震等の災害に対して、自然公園等の保護地域が復興に関わった海外の事例について、災害の概要、当該保護地域の制度、復興への関わり、等についてとりまとめた。

(1) 2004年スマトラ沖地震を契機に策定された災害復興の基本方針等

①カイロ原則

2004年のインドネシアスマトラ沖地震後、UNDPや被害国（※日本は不参加）を中心に復興・復旧原則を定めた「カイロ原則（The Cairo Principles）」が決定された。その概要を以下に示す。

表 2-3-1 カイロ原則の概要

原則 1 (全体原則) : 科学的に設定された基準線に基づき、地域の早期警報システムの設立、建造物の海岸からの距離の確保、グリーンベルトの創出、建造物を建てないエリアの設定等により、沿岸部のコミュニティの自然災害への脆弱性を減少させる。
原則 2 : 安全な住宅、廃棄物の撤去、飲料水、公衆衛生、下水、持続的な生活手段へのアクセス等の整備とともに、早期の再移住を推進する。
原則 3 : 湿地、マングローブ、産卵域、藻場、サンゴ礁等のバイオシールドとしての働きをもつ自然のシステムを保全、管理、復元することで、その能力を強化する。
原則 4 : 経済効率が高く、適切かつ災害から逃れたインフラの配置に関する優良事例との調和、好都合な革新的かつ柔軟な海岸浸食管理の工学的解決策のデザインを推進する。
原則 5 : 伝統的な共有地や海岸利用を尊重し、宗教的・文化的な土地を保全する。
原則 6 : 生態系に基づいた管理手法を採用する。(過剰漁業地域における持続的漁業管理の推進、低負荷型の養殖業の奨励)
原則 7 : 建築後退線、環境容量、地域コミュニティの利益を尊重したサステイナブル・ツーリズムを推進し、十分な管理習慣を採用する。
原則 8 : これらの原則を遵守するために政府や国際組織の深い関与を確保し、可能な場所では既存の組織等を足場とし、強化する。
原則 9 : 能力強化、効果的な公共の参加を保証する。
原則 10 : 持続可能な未来のためのトレードオフや選択肢を明らかにするために、戦略的環境アセスメント、空間計画、環境影響評価等の、できうる限りの手段を行使する。
原則 11 : 社会経済の変化や生態系の健全性といった指標を通して復興の取り組みをモニタリングし、定期的に評価するための仕組みや手段を発展させる。
原則 12 : 好事例や教訓を広く発信し、共有する。

②グリーン復興 (Green Reconstruction Policy Guideline for Aceh)

2005年にWWFインドネシアが「Green Reconstruction Policy Guideline for Aceh」を作成し、インドネシア政府がこのガイドラインを採用した。ガイドラインの中にある「Green Reconstruction Principles」の概要について以下に示す。

グリーン復興指針（Green Reconstruction Principles）

WWFはアチェ州の復興マスタープランの中で以下の指針に基づいた支援を行う。

- ・市民中心かつ、参加型の取組みを実行する。政府はアチェの人々の願望や感覚について聞き、理解する。
- ・持続可能な発展の原則を踏襲する。これには、経済的に可能であること、社会的に受け入れられること、環境に対して健全であること等が含まれる。
- ・包括的な戦略に基づいた総体的な取組みを採用する。
- ・プログラムの中に会計の透明性と説明責任を含める。
- ・復旧・復興プログラムの中に効果的なモニタリングや評価を含める。
- ・アチェ州の法 18（2001）と法 44（1999）の遂行を支援する。
- ・最も弱い立場（女性、子供、扶養されている人等）に焦点をおく。
- ・復興計画の遂行のために優先度の高い場所として、実際に被害を受けた地域に焦点をおく。

加えて、WWFは復興のための以下の項目を重視する。

- ・空間計画において骨組みとなる取組み
- ・良好な管理の保証
- ・正当な地域の機関の設立と、権利の付与
- ・土地保有問題を検討することができる、透明性のある手続き、仕組みの導入

（２）被災国における取組み事例

①インドネシア・アチェ州における取組み（2004年スマトラ沖地震）

スマトラ島の北端部に位置するアチェ州は 2004 年のスマトラ沖地震において、津波により甚大な被害を受けた地域である。特に、主産業のひとつである漁業への被害は大きなものであった。当地域においては、UNEP 等の国際機関の協力により、津波被害後のアチェ州復興を目的とした「緑の戦略的環境プロジェクト」が計画されており、その中に海洋保護区を活用する計画がある。主産業である漁業の復興は急務であるが、単に被災前の状態に戻すのではなく、海洋保護区を活用して、漁業をより良い状態にするというのが計画の方針である。海洋保護区を新設することにより、魚類の産卵場所やサンゴ礁生態系、稚仔魚の生育場を保全し、漁業資源の生産力の保全・強化を図る。また、爆破漁法や毒物漁法といった破壊的な漁法を規制することで漁業の持続性を確保する。海洋保護区の新設にあたっては、地域住民との対話を重ね、過剰漁獲等に関する規制の内容について合意形成を図ることとしている。これらの取組みによって、漁業を持続可能な状態で再生することで、地域の復興を目指す。なお、このプロジェクトは 3 年間で約 1 億円の予算が組まれている。アチェ州では海洋保護区の実施の他に、津波の被害を受けた土地を国が買い取ってグリーンベルトとする計画や、今後、高台移住等によって破壊が進む可能性がある森林の保全を図り、収入獲得手段としても活用する計画がある（森林部には国立公園あり）。

②タイ及びスリランカの国立公園における取組み（2004年スマトラ沖地震）

2004 年のスマトラ沖地震により発生した津波はインドネシアのみではなく、タイやスリランカ沿岸部にも甚大な被害をもたらした。被害を受けたタイのレームソーン海洋国立公園及びスリラ

ンカのクマナ国立公園では IUCN の主導により、震災復興と生物多様性保全を両立する試みとしてマングローブ林の再生の取組みが実施されている。マングローブ林は多様な生物の住処であるとともに、災害緩和や漁業資源の保全といった役割を持っており、地域住民の生活には欠かせない存在である。そのため、マングローブ林の再生は生物多様性の保全にも震災復興にも繋がると考えられる。この計画では、地域住民や国立公園の担当セクションをはじめ多様な利害関係者でワークショップを行い、マングローブの経済的な有効性等に対する理解を深めながら、取組みの詳細な実施地域等を決定した。その後、マングローブの苗床を作って苗を育て、津波により影響を受けた地域に植林を行った。取組み主体は地域住民であったが、国立公園内またはその近隣地であるため、国立公園の関係者も活動に協力した。その結果クマナ国立公園で 27ha、レームソン国立公園で 5ha のマングローブが再生された（2007 年時点）。また、女性の雇用機会増加や、コミュニティ内の信頼関係醸成といった社会的な効果も見られている。

3. 関係者へのヒアリング

3. 関係者へのヒアリング

以下の方々を対象として、ヒアリングを実施した。ヒアリング内容については、別冊に掲載した。

表 3-1 実施したヒアリング一覧

実施日	対象者	掲載ページ
平成 23 年 10 月 31 日 平成 24 年 2 月 21 日 (会議形式で 2 回実施)	(財) 国立公園協会 研究員 鹿野久男氏	第 1 回 3-エラー!ブックマークが定義されていません。 第 2 回 3-エラー!ブックマークが定義されていません。
	(財) 自然環境研究センター 上席研究員 小林光氏	
	東京環境工科専門学校 校長 幸丸政明氏	
	(財) 休暇村協会 常務理事 笹岡達男氏	
	(財) 自然公園財団 事務局長 阿部宗広氏	
平成 23 年 12 月 2 日	久慈広域観光協議会 貫牛利一氏	3-エラー!ブックマークが定義されていません。
平成 23 年 12 月 2 日	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合久慈支部駅前事務所 所長 島川芳樹氏	3-エラー!ブックマークが定義されていません。
平成 24 年 1 月 17 日	(株)プレック 研究所 会長 杉尾伸太郎氏	3-エラー!ブックマークが定義されていません。
平成 24 年 2 月 1 日	現沖縄文化環境研究所 所長・プレック 研究所 顧問 瑞慶覧長弘氏	3-エラー!ブックマークが定義されていません。

4. 意見交換会の開催

4. 意見交換会の開催

(仮称) 三陸復興国立公園の取組みに関する地域の意見を収集するため、地域意見交換会を開催した。

表 4-1 意見交換会の実施日及び会場一覧

実施日	会場
平成 23 年 12 月 1 日	岩手県下閉伊郡田野畑村 アズビィ楽習センター
平成 23 年 12 月 6 日	宮城県気仙沼市 気仙沼市民健康管理センター すこやか 多目的ホール
平成 23 年 12 月 7 日	宮城県仙台市 仙台第2合同庁舎 2F 会議室



田野畑会場における会議の様子



気仙沼会場における会議の様子



仙台会場における会議の様子

第1回 田野畑会場

日 時：平成23年12月1日（木）13：30～15：30

場 所：アズビィ楽習センター

資 料：資料1：三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方に関する地域意見交換会

<説明資料>

資料2：東北地方太平洋沿岸の自然公園等の指定状況

資料3：三陸復興国立公園（仮称）の検討スケジュール

参加者：○地域からの参加者

- ・三橋吉宏 青森県環境生活部自然保護課 主幹
- ・村松明 岩手県環境生活部自然保護課 主査
- ・在家秀則 八戸市まちづくり文化観光部次長兼観光課長
- ・高舘強 " " 観光課 種差海岸振興 GL
- ・高村潤 " " " 主事
- ・寫守利明 階上町産業振興課 総括主幹
- ・奥寺和博 洋野町企画課 企画政策係長
- ・面代民義 久慈市産業振興部商工観光課 課長
- ・島川芳樹 岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合久慈支部
- ・畑正彦 久慈市観光物産協会
- ・廣内鉄也 野田村産業振興課
- ・野場奨 普代村農林商工課 主事
- ・佐々木生太郎 くろさき荘 支配人
- ・茂石純一 " 副支配人
- ・佐藤俊一 田野畑村政策推進課復興対策室 室長
- ・菊池正次 " " 主任
- ・佐藤辰男 NPO 法人体験村・たのはたネットワーク 副理事長
- ・平坂忠三 北山崎の自然を守る会 会長（兼ネイチャーガイド）
- ・熊谷正利 田野畑村の観光地をきれいにする会 会長
- ・畠山幸男 小本地域振興協議会
- ・熊谷貴里子 "
- ・竹花敏明 "
- ・三浦浩子 "
- ・三浦英二 岩泉町経済観光交流課総括 室長
- ・佐々木司 岩手県北自動車(株)観光船事業部 部長
- ・澤田克司 社団法人宮古観光協会 会長
- ・山口惣一 " 事務局長
- ・関敦彦 株式会社浄土ヶ浜パークホテル 代表取締役専務
- ・盛合善行 " 宿泊課リーダー
- ・三田地環 宮古市産業振興部商業観光課 主査
- ・鈴木隆康 山田町水産商工課 課長補佐
- ・赤崎友康 " " 主事

○環境省

- ・堀上勝 三陸復興国立公園（仮称）推進チーム長（国立公園課 課長補佐）
- ・佐々木真二郎 自然環境局国立公園課 公園計画専門官
- ・千田智明 // 自然環境整備担当参事官室 事業計画専門官
- ・小林貞成 // 自然ふれあい推進室 エコツアー推進専門官
- ・中川春菜 // 自然環境計画課 主査
- ・松崎克弥 // 国立公園・保全整備課 自然保護官
- ・小関ますみ // // 自然保護官
- ・深谷雪雄 宮古自然保護官事務所 自然保護官

○事務局

- ・松井孝子 (株)プレック研究所環境共生部 部長
- ・笠原岳洋 // // 研究員
- ・秋田桂 // // 研修生

<主な意見>

- ・長距離トレイルには、利用の拠点となる施設も必要ではないか。
- ・沿岸部では漁船等を活用し、海から景色を見るということも考えら得る。陸と海をあわせた発想で検討する必要がある。
- ・海側から見せる観光は重要であるため、旅客船等に対する規制緩和や補助、優遇制度等も必要ではないか。
- ・文化、歴史、生活といった要素も取り入れてほしい。これについては、民間がツアーリズム等を始めているが、それだけではなく、国と一緒に進捗することができないだろうか。
- ・復興という言葉が国立公園の名称に含まれることに少し違和感がある。復興は必要なことであるが、国立公園の名称として適切だろうか。地域の復興は分かるが、国立公園の復興となると、少し感覚が異なる。復興という言葉は、今は重要であるが、10~20年後はどうだろうか。震災の記憶を留めることは大事だが、公園の名前に直接的に復興という言葉を入れるのは違和感がある。
- ・復興という言葉は早い段階ではずすべきではないか。ただし、この意見交換会に集まった我々も地域の代表ではないので、一般公募で意見を募ってはどうか。
- ・一つの公園に括ってしまっても良いのだろうか。再編することで、それぞれの独自性が失われるわけではないが、来訪者からは見えづらくなるのではないか。再編成により国立公園が大きくなりすぎてばやけることが不安である。
- ・海から見る景色は遊歩道から見る景色とは全く異なるので、ある区間は遊歩道を歩き、また、ある区間は漁船等の船で移動するというようなことを考えてほしい。
- ・地質、地層やそれと関わりのある文化なども様々あり、これらを掘り起こすことで地域の特徴が出てくるのではないか。
- ・地域の方々がより積極的に参加できるような施策をやってほしい。
- ・遊歩道を繋いでもらえるということには、期待している。海岸線・砂浜を歩けるように、遊歩道やトイレの整備を、既存の施設の復旧とあわせてお願いしたい。
- ・私たちができること、国ができることを明確にし、協働で進めたい。
- ・しっかり管理すれば景観が美しくなり、来訪者も楽しむことができるはずである。規制緩和が必要で

はないか。

- ・国立公園になると様々な規制があるのではないか。観光にとっては、国立公園になればメリットになると思う。そのようなメリットとデメリットの整理が必要である。
- ・今後は利用面、施設整備等に力を入れてほしい。国民がもっと気軽に利用できるような施設を整備・管理してほしい。
- ・今回の国立公園再編はどのようなテーマなのか。国立公園の制度そのものが、60年経過して制度疲労をおこしている。制度ひとつひとつを点検してほしい。
- ・国がビジョンを策定して、いくらハードを整備しても、活かす人、語る人がいない。ソフト面にも力を入れてほしい。
- ・宿泊施設、飲食店、交通関係、港湾関係等、様々なものがかみ合わなければお客さんが来るような環境にはならない。建物や歩道といった環境省に関係する施設の話だけではないので、もう少し他省とのリンクが必要ではないか。
- ・ここまで津波が来た、ということが分かるような整備をお願いしたい。多くの場所で松林が消失してしまったが、防潮堤を高くするのではなく、宅地造成の残土で桜堤をつくるような考え方が必要ではないか。
- ・復興の名の下に地域拡大を一斉に実施するのは反対である。

<議事要旨>

佐々木（生）：長距離歩道というのは、足で歩くためのものか。

環境省佐々木：足で歩いて地域を楽しんでもらうことで考えている。現在も断片的だが、三陸の沿岸にはかなりの長さの自然歩道が整備されている。これらを基盤にして、南北を全て繋ぐことを考えている。一度に全線を通して歩くような利用は少ないと思っているが、何年間かけて順番にまわって頂いて全線を歩くような利用形態を新しく作っていくことはできないかと考えている。

佐々木（生）：その場所に何らかの手段で移動してそこを拠点として利用するという考え方か。

環境省佐々木：その通りである。例えば、鉄道を利用して駅まで来て、駅と駅の間を歩くという利用がある。場所によっては駐車場から周遊するような整備ができるかもしれない。車や、タクシー送迎等の、アクセスの手段を支援することで利用も進むのではないかと思う。

佐々木（生）：そこに目玉になるような何かがあってそれを目指して歩くというようなイメージなのか。拠点となる施設も必要ではないか。

環境省佐々木：歩きながら自然風景、地域の方々の生活風景等を肌で感じて楽しむような利用形態を想定している。場所によっては、解説のための看板、休憩のための東屋、トイレ等の整備が必要になると思う。そのような施設がなければ利用は進まないと思う。

佐々木（生）：私は国民宿舎を経営している。当時の国民宿舎は、景観のいい場所に格安の宿があると

いうものだった。当時は景色が良かったが、近年は藪が繁茂して景色が見づらくなっている。環境省は規制一辺倒というイメージがある。ようやく、環境省から許可を得たとしても、森林法（保安林）による規制もあるという状態である。環境省からは、小さな木の伐採は許可されるが、保安林では、伐期になった大きな木を伐採して小さい木を残すことになる。法律の整合性がない。森林法については、県の担当者が慎重になっている。もう一点、海岸線では漁船等を活用して、景色を海から見るといようなことも考えられる。海と陸を合わせた発想になってほしい。

鈴木：山田町の船越半島は人が寄りつけないような場所だが、平成 18 年までは観光船の航路になっていた。しかし、様々な事情で廃止されてしまった。陸中海岸国立公園の中で、現在、観光船が動いているのは宮古市の浄土ヶ浜のみである。しかしながら、海側から見せる観光は重要であると認識している。漁船等の活用が考えられるが、旅客船の利用は環境省ではなく、運輸局の管轄となる。海の自然公園においては、旅客船等に対する規制緩和や補助、優遇制度等も必要ではないか。特に、陸中海岸は陸からでは見えない場所が多いため、海からの視点が重要である。また、海岸線に沿った歩道もあるが、震災により汀線に近い部分の多くが決壊しているので、復旧して欲しい。あるいは、汀線を歩道でつなぐことも検討してほしい。新しい国立公園の名称については「三陸復興国立公園」で決定なのか。

環境省佐々木：「三陸復興国立公園」は仮称である。名称については地域の方々と相談して決定する。

鈴木：この地域には陸中海岸国立公園協会という組織がある。全国の方から見れば、「陸中」より「三陸」という名称の方がネームバリューがあるということから、名称を変更しようという議論が組織の中であったが、最終的には変更していない。これは、陸中海岸国立公園で一生懸命活動した宮古地区の方々が反対したためである。積極的に活動してきた宮古の方々にはもちろん敬意を表すが、公園がこの人たちのものというわけではない。このような経緯もあるので、三陸復興国立公園の名称変更の調整は難しいと思う。

環境省堀上：復興という言葉を入れたのは、地域の方々と共に復興に資する国立公園を運用するという気持ちからである。現在の名称は仮称なので、ご意見を伺いながら検討したい。

関：優れた自然の風景地を保護して利用増進を図ることについては、その通りだと思うが、法律の制定当時から生活も意識も変わっていることもあり、もう少し、文化、歴史、生活の要素も取り入れてほしい。これらにも景色がある。生活や文化面については、民間がツーリズム等をはじめているが、それだけではなく、国と一緒に進めることが出来ないか。また、三陸復興国立公園という仮称がつけられているが、復興という言葉が国立公園の名称に含まれることに少し違和感がある。もちろん、復興は必要であるが、国立公園の名称として適切だろうか。地域の復興は分かるが、国立公園の復興となると、少し感覚が異なる。一体となって連携できれば良いと思うが、それぞれの地域に独自性もある。一つに括ってしまって本当に良いのだろうか。再編することで、それぞれの独自性が失われるわけではないが、来訪者からは見えづらくなるのではないか。

佐々木（司）：以前は普代、船越半島、山田等を含めて観光船を運航していたが、様々な事情があり、

航路は短くなっていった。震災があつて、結果的には観光船が2隻のみになってしまった。海から見る景色は遊歩道から見る景色とは全く異なるので、ある区間は遊歩道を歩く、また、ある区間は漁船等の船で移動するというようなことを考えてほしい。観光船については環境省のみではなく、国土交通省との調整がある。関係する国の機関が二つあるなど、整合性がとれていない部分が我々にとってはデメリットになる。これを踏まえ、各省同士で話し合つて緩和してほしい。国立公園は点ではなく、広い地域があるため、陸からも海からも見た上で、総合的に考えてほしい。それに合わせて、我々も協力したい。再編成により国立公園が大きくなりすぎてぼやけることが最も不安である。広くなることは悪いことではなく、また、地域をあげて一体的に活動するというのは分かるのだが、単純に、観光客がどこへ行けばよいのか分からなくなってしまうことが不安である。

島川：11月25日に三陸ジオパークのシンポジウムが開催された。5億2千万年前くらいの古い地層が北上にあるということが分かった。以前、岩手県立博物館の大石先生が日本の地質100選に三陸海岸から4ヶ所を推薦しており、そのうち、「久慈層群と琥珀」、「龍泉洞」、「唐桑半島」の3ヶ所が選定された。久慈では25年ほど、琥珀関係の研究会が活動している。銚子、磐城、岐阜等に琥珀を産出する断層があるが、加工できるのは久慈のみである。玉川層という地層が久慈までのびている。久慈には琥珀親善大使もおり、まだ活用の仕方があると思う。地質、地層やそれと関わりのある文化なども様々あり、これらを掘り起こすことで地域の特徴が出てくるのではないか。地下にある地層含め、個性は眠っているものである。ビジターセンターのような施設が久慈地方にあってもよいのではないか。個性的なツアーを設定して売り込まなければならないという課題もあるが、久慈の琥珀にも注目してほしい。

佐藤（辰）：国立公園は環境省と地域が協力して管理するとあるが、どこまで環境省が管理するのか。トイレ、ビジターセンター、歩道など様々な施設があるが、例えばトイレの照明やペーパーは誰が管理するのか。また、どのような形で地域と協力するのか。

環境省深谷：まず、施設の整備の時点で、環境省のみではなく、県が整備した施設もある。田野畑村の場合、北山崎ビジターセンターは県が整備し、その後の維持管理費も県が負担している。周辺の園地は平成19～20年頃に新しくなったが、これについては、環境省が直接整備を実施したため、その後の維持管理費についても環境省が負担している。すべての施設を環境省が整備しているわけではなく、県や市町村に整備・管理してもらっているものもある。地域の方との協力については、例えばグリーンワーカー事業がある。田野畑村ではシャクナゲの調査を実施したことがある。宮古自然保護官事務所とパークボランティアによる巡視も実施している。ただし、山田町から久慈市までの沿岸部すべての地域と常に連携しているかと問われると、宮古自然保護官事務所だけでは手が及んでいない部分もあると思うので、三陸復興公園の取組みをきっかけとして、見直していきたい。

佐藤（辰）：地域の方々がより積極的に参加できるような施策をやってほしい。

三田地：12市町村からなる陸中海岸国立公園協会という組織がある。近年、八戸市が編入するという動きもあり、昨年、見直しをしていた矢先に東日本大震災があつた。

佐藤（生）：昭和 30～40 年代に歩道が整備されたが、これらは今後どうするのか。撤去するのか。方針を整理する必要がある。また、先ほど海の話が出たが、観光船とシーカヤックでもそれぞれ景色は全く異なる。シーカヤックからの景色は知床半島にも匹敵すると思う。

関：5 月に基本方針が発表された際に、三陸海岸トレイルは夢があつて良いと思っていたのだが、今日の資料を見る限り、5 月に発表された海岸線を繋ぐトレイルは考えていないということか。

佐々木：5 月のものと方針は変わっていない。東北の沿岸部に歩道を設置し、南北をつなぐものである。

在家：八戸市を国立公園に編入するという方針はありがたい。蕪島が国立公園の北の玄関口となり得るのではないかと。蕪島近辺には何もないが、ウミネコが飛来するというので、八戸市では唯一の大きな観光地となっている。現在、蕪島を中心とした整備構想を検討中であるが、是非、環境省にもご支援頂きたい。

畠山：観光分野では、漁船を遊覧船のように活用し、また、観光ガイドを育成して小本地区を案内できるようにしたい。様々な活動を実施している中で足りないと思ったのは、海岸線を歩く遊歩道である。小本地域振興協議会で何かできないか考えていたが、困難であると感じていた。そのため、遊歩道を繋いでもらえるということには、期待している。小本には熊の鼻以外にも見所が多数ある。是非とも、海岸線・砂浜を歩けるように、遊歩道やトイレの整備を、既存の施設の復旧とあわせてお願いしたい。また、観光客を呼べる時期というものもあるので、筋道を早めに決めてもらえると助かる。各地区に様々な観光ポイントがあり、看板の設置計画もあつたが、現在は休止中である。今後、看板設置をどのように進めるかという検討にも関わるので、早めに協議して頂き、私たちができること、国ができることを明確にし、協働で進めていければ良いと思っている。

竹花：国立公園では木の枝を一本落とすのにも許可がいるというイメージである。もっと規制緩和することはできないか。皆伐するわけではなく、景色が見えるようにするだけである。しっかり管理すれば景観が美しくなり、来訪者も楽しむことができるはずである。また、湧水もあるが、ここも保安林等の規制がかかっており、整備することができない。せつかくの綺麗な水も活用することが困難な状態である。漁船で田野畑まで行くことや、県北自動車さんの観光船が小本に来ることなど、横との連携をもった取り組みも進めたいと思っているので、そのためにも規制緩和をしてほしい。

奥寺：洋野町には既存の公園がないため、現在は自然公園から何も享受していない状態である。今は保安林の規制のみであるが、国立公園になると様々な規制があるのではないかと。観光にとっては、国立公園になればメリットになると思う。そのようなメリットとデメリットの整理が必要である。このあたりについて教えてほしい。

環境省深谷：沿岸の展望ポイントというのは、指定当時よりも木が成長していて景色が見えにくくなっている場所があり、相談は頻繁に受ける。利用するためのポイントについては、基本的に伐ってはいけないということにはならない。一方で、保安林の場合は、景色の確保を目的とした伐採はできない場合がある。そのため、環境省は許可するが、保安林の許可が下りないということはある。景色

を改善するために木を伐ることは可能なので、相談して頂きたい。

佐々木（生）：保安林の手続きが面倒である。環境省がすぐに理解してくれたとしても、県の担当者から許可されない。

鈴木：国立公園のメリットは、過度の開発が抑えられ、自然が残されることである。例えば、汀線付近に土地を持っている人が勝手に木を伐ったりすると、土地が崩壊することもある。これが最も困る。このようなことを考えると、伐採の規制があるからこそ自然景観を守ることができたと言える。ただし、逆に自分たちが何か活用したいと思ったときには、規制の手続きが面倒になることもある。保護の観点からは規制は大事である。また、国立公園という名称を堂々と使えるということが大きなメリットである。ただし、国立公園は国が指定するものなので、国にもう少し予算を組んでもらって、利用が伴うような状態にしてもらいたい。かつての国立公園は保護重視であったが、利用されてはじめて公園と言えるのではないか。これまで、保護の役割は果たしてきたが、今後は利用面、施設整備等に力を入れてほしい。国民がもっと気軽に利用できるような施設を整備・管理してほしい。各市町村にひとつずつくらいはビジターセンターがあっても良いのではないか。

佐々木（生）：環境省が許可を出しても、役場で許可されない場合がある。今までは、どちらを優先すれば良いのか分からない状況が続いていた。景勝地で木が邪魔をして写真も取れない状態はいかがなものかと思う。村役場の言うこと、環境省の言うこと、どちらを優先したら良いのか。

環境省堀上：林には様々な目的がある。景色として見た場合、防風林として見た場合、個人の持ち物として見た場合など、様々であるため、どれを優先すれば良いかということは難しい問題である。自然公園ではこのようなことも含めて、様々な人の声を聞かなければならない。今まで、この声を聞けるような連携がとれていなかった。もう少し一体となって対応できないかというところが大きな課題である。復興国立公園の中でも、なんとか解決したいと思っている。現地の自然保護官に積極的に相談してほしい。また、自然保護官も積極的に地域を回るようにしたい。

澤田：根本的な問題だが、今回の国立公園再編はどのようなテーマなのか。国立公園の制度そのものが、60年経過して制度疲労をおこしている。例えば、陸中海岸国立公園協会は官のみから構成されている。そのメンバーに民間をもう少し入れて半々にするなどして運営しないと本当の利用者の目線や、民間の思想が入らない。制度ひとつひとつを点検してほしい。名称を見ても、陸奥、陸中、陸前の3地域を網羅して始めて三陸となるはずである。地域の名称に関係なく命名するのであれば、例えばの話であるが、三陸や陸中にこだわらなくても、海のアλπス海岸国立公園というような名称でも良いのではないか。そのような部分も含め、民意とかけ離れているように思う。また、受益拡大に関することだが、国立公園に女川町が編入されても良いのか。原発を抱えている地域を編入するのは、復興国立公園の理念として間違っているのではないか。復興国立公園の意味は何かという部分から民意を吸い上げてほしい。

環境省堀上：今年度中に作成するビジョンの中で整理したい。このビジョンに基づいて、来年度以降に国立公園を指定する。最初の時点では現在の指定に沿って県立自然公園や国定公園をどのように繋げ

るか検討する。その先はビジョンに沿って進めて行きたい。この過程においてもご意見を頂きたい。

澤田：テーマを文章化してもらえれば我々も意見を述べやすい。

竹花：観光ガイドの立場として述べると、国がビジョンを策定して、いくらハードを整備しても、活かす人、語る人がいないことが課題である。津波も同様に、いくら防潮堤を整備しても、住民の意識改革がなければその効果は十分に発揮されない。我々地域住民も努力していかなければならないと思っているので、ソフト面にも力を入れてほしい。

佐々木（生）：景観に関して、林野庁が言う健全な林、光や風が通る林は大きな財産であると思う。スケジュールについて、2月までにビジョン策定が可能なのか疑問である。急ぎすぎではないか。

島川：既存の県立自然公園は内陸にもあるが、国立公園のエリアとしては、どのような考え方なのか。久慈の琥珀や地層は内陸にも入ってきている。

環境省佐々木：まずは海岸部の自然公園をそのまま国立公園とし、その後は地域と相談しながら決めていきたい。間に合うなら最初に編入することも考えるが、間に合わなくても、頻繁に公園計画の見直しが必要だと考えているので、この際に検討したい。土地所有者の了承を得る必要もあるので、新規拡張する部分については特に慎重に進めたい。

島川：震災で荒れてしまっているが、久慈市から普代村にかけての海岸部は地質観察の絶好の機会となっている。これらをジオサイトとして活用したい。我々は琥珀について研究してきたが、地質関係では岩手県立博物館による研究、中学・高校による観察会等、様々な活動がある。琥珀については調査報告もある。研究や遺構の保存等を一つの活動として取り組みたいと考えているが、国立公園にも関係あるのか。なにか良い案はないか。

佐藤（辰）：NPOとしては、教育旅行で子供たちを受け入れていこうとしていたが、その矢先に震災があった。今考えてみれば当たり前のことだが、北山崎だけでは利用者は来てくれない。宿泊施設、飲食店、交通関係、港湾関係等、様々なものがかみ合わなければお客さんが来るような環境にはならない。建物や歩道といった環境省に関係する施設の話だけではないので、もう少し他省とのリンクが必要ではないか。また、利用者側にも、被災して困っている、大変な場所に遊びに行っていけないものかという、被災地を思う気持ちがあるので、環境省の方でも大丈夫だという声を出してほしい。

竹花：津波によりほとんどの釣り客が来なくなっていたが、ようやく少しは訪れるようになってきた。そのくらい、気持ちも落ち着いてきたのだと思う。津波の直後は浜が瓦礫で埋まってしまうような状況となっていたが、そのような状況についても伝えていきたいと思っている。今思えば、浜に大量の瓦礫があった状態を写真に記録しておけば良かったが、当時はそれどころではなかった。記録は貴重な資料となったはずである。せめて、ここまで津波が来た、ということが分かるような整備をお願いしたい。多くの場所で松林が消失してしまったが、防潮堤を高くするのではなく、宅地造成の残土で桜堤をつくるような考え方が必要ではないか。

佐々木（生）：宮沢賢治、幕府の宮古廻船、当時の測量の様子など、歴史にも様々な資源がある。遊歩道の中にこのような歴史が組み込まれる可能性もあるのではないかな。

関：今日の意見交換会は連携のスタートという認識だと思う。ビジョン策定のために、複数回の意見交換会を実施してほしい。そうでないと、地域との連携とは言えないのではないかな。

佐藤（生）：同感である。本日示されたスケジュールでは時間が足りないのではないかな。

環境省堀上：意見交換会という形とは異なるかもしれないが、皆様と相談できるような場を作りたいと思う。ビジョンは考え方の基本的な整理であるが、その後はさらに地域ごとに考えていかなければならないので、もっと地域の意見を聞かせてほしい。

関：根本的な話題も出ているのでビジョンを策定する前に、しっかりと議論する必要があるのではないかな。ビジョンを策定してしまってからでは変更できない部分があると思う。

環境省堀上：審議会での議論も踏まえて、さらに内容を詰めていくので、その段階で、もう一度意見を聞かせてほしい。

澤田：審議会の委員の中にも、地域のことを知っている人を入れてほしい。

環境省堀上：審議会はどうしても有識者が多くなってしまう。最終的にビジョンを作成するのは環境省なので、地元の声は反映させて頂きたい。

関：地域の主要な意見を、審議会の先生方にも是非伝えてほしい。

環境省堀上：今回出された意見についても、是非、お伝えさせて頂く。

佐藤（生）：予算を得るために復興という名称にする必要があるのかな。

環境省堀上：復興に役立つ活動にする必要はあるが、名称として適当かどうかは別問題なので、地域の方の意見を聞きながら検討したい。

鈴木：北から南の地域までの広い地域であるため、ネーミングが最も難しい。

関：復興という言葉は、今は重要であるが、10～20年後はどうだろうか。震災の記憶を留めることは大事だが、公園の名前に直接的に復興という言葉を入れるのは違和感がある。もっと綺麗な名称にしてほしい。

澤田：国立公園のエリアとしてはどこまでを考えているのかな。

環境省佐々木：景観の一体性という観点から、現段階では種差海岸から牡鹿半島までと考えている。松島以南は景観の性質が異なっていると考えている。

澤田：復興の名の下に地域拡大を一斉に実施するのは反対である。最初から女川まで繋がらないでほしい。

島川：復興という言葉は早い段階ではずすべきではないか。ただし、この意見交換会に集まった我々も地域の代表ではないので、一般公募で意見を募ってはどうか。

以上

第2回 気仙沼会場

三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方に関する地域意見交換会（気仙沼会場）

日 時：平成23年12月6日（木）13:30～15:30

場 所：気仙沼市民健康管理センター すこやか 多目的ホール

資 料：資料1：三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方に関する地域意見交換会
＜説明資料＞

資料2：東北地方太平洋沿岸の自然公園等の指定状況

資料3：三陸復興国立公園（仮称）の検討スケジュール

参加者：○地域からの参加者

- ・村松明 岩手県環境生活部自然保護課 主査
- ・高階良太 宮城県環境生活部自然保護課 主事
- ・渡部亮二 // 東部地方振興事務所林業振興部 主事
- ・芳賀瑞善 // 気仙沼地方振興事務所農林振興部 主事
- ・洞博 釜石市産業振興部観光交流課 主任
- ・新沼信男 大船渡市観光物産協会
- ・佐藤寛志 NPO 法人三陸ボランティアダイバーズ
- ・早乙女祐基 //
- ・黒岩卓 //
- ・黄川田次男 陸前高田市企画部商工観光課 課長補佐
- ・加藤正禎 気仙沼市産業部観光課 課長
- ・熊谷哲 // // // 課長補佐 兼 施設管理係長
- ・齋藤英敏 // // // 主幹
- ・千葉敏朗 気仙沼観光コンベンション協会 事務局長
- ・臼井亮 // 主任
- ・加藤宣夫 唐桑町観光協会 会長
- ・堺健 大島実感環境学習センター
- ・小野寺富夫 徳仙丈のつつじを愛する会 会長
- ・遠藤正勝 徳仙丈のつつじ保存会 会長
- ・須藤卓郎 // 副会長
- ・武山皓吉 観光ボランティア気仙沼
- ・鷹見慶一郎 石巻市生活環境部環境課
- ・櫻井政徳 女川町商工観光課 係長

○環境省

- ・堀上勝 三陸復興国立公園（仮称）推進チーム長（国立公園課 課長補佐）
- ・田邊仁 自然環境局自然ふれあい推進室 室長補佐
- ・佐々木真二郎 // 国立公園課 公園計画専門官
- ・木住野泰明 // 自然環境整備担当参事官室 施設第一係長
- ・中川春菜 // 自然環境計画課 主査
- ・桜庭祐輔 // 国立公園課 事業係

- ・西村学 東北地方環境事務所 統括環境保全企画官
- ・松崎克弥 // 国立公園・保全整備課 自然保護官
- ・小関ますみ // // 自然保護官
- ・久保井喬 大船渡自然保護官事務所 自然保護官

○事務局

- ・松井孝子 (株) プレック研究所環境共生部 部長
- ・笠原岳洋 // // 研究員
- ・秋田桂 // // 研修生

<主な意見>

- ・国立公園の中で生活していることが幸せなことであるということを経験していただくことが大事だと思う。現在は国立公園が当たり前のものでなくなってしまっている。また、三陸海岸の地形地質、環境等への理解を深めるような機会を何らかの形で作って欲しい。まずは、地元の方々に自分たちでその土地の特徴等を知ってもらい、地域全体で看板を掛け替える運動をすることが全国へのアピールになる。地域の特徴を地域の中で理解・共有してもらい、観光客にも伝えられるようにしたい。
- ・震災で自然環境が大きく破壊された場所がある。植物の観察コースは乱雑な状態となっているため、整備が望まれる。階上地区の岩井崎の南に行く遊歩道も整備して欲しい。三陸の特徴であり、ここにしかない植物が生育しているが、植物の群生も、存在が分かるように示してほしい。また、保護をするなどして、大きくして欲しい。
- ・問題は海の底には瓦礫が今も残っていることである。陸中海岸あるいは三陸海岸という景勝地の中での瓦礫撤去の問題をどのように解決すればよいのか。1~2年では損壊した自然は復元できないと思う。国の方針として、急ぐことは理解できるが、しっかりした制度設計の下で事業を進めてほしい。
- ・ビジターセンターという施設が環境をテーマとした情報館ということであれば、人と自然をテーマにした情報館を三陸地域一帯の各拠点に整備してほしい。これを行うことによって、これからの防災に関する人と自然の関係が捉えられていくと思う。子供たちや、被災していない人たちも含めた多くの方々に情報を発信できる施設を運営することができるのではないか。
- ・徐々にボランティアの範囲を小さくしていきたいと思っているが、三陸のリピーターを維持するためにもエコツーリズムやボランツーリズムの方法をしっかりと確立したいと思っている。活動の運営等は自分たちでできるが、潜るための許可、施設の整備、エコツーリズムの推進等については、自治体や国の協力が必要になると思う。船を動かす船頭さんとして、雇用にもつながる可能性がある。
- ・エコツーリズム推進に関して、ガイドの育成等については、現在策定中の各自治体の復興計画にはあまり入っていないように思う。方法も含め相談させてほしい。
- ・瓦礫をどこまで片付けるべきか分からない。水中の環境にどのような影響があって、何を撤去し、何をそのままにしておくべきなのか分からない。基準を示していただけるとありがたい。
- ・震災の影響に関する調査を実施したいと考えているので、支援して頂きたい。また、調査を実施するとしても、実際にどのような項目を調査すればよいのか分からない。地域の自然について知見を持っている方々が少なくなっており、このような方々の育成も必要であるが、どのように育成すればよいのか分からず、喫緊の課題となっている。浜によっては集落ごと撤退することになる。このような場所は集落がなくなれば整備はされないが、国立公園になった場合、どのように整備をしていくことになるのか示してほしい。

- ・海水浴場を観光資源として活用している町にとっては、防潮堤をどのように造るかということは極めて大きな問題である。優れた風景地を保護するという観点からは、環境省と、防潮堤の管轄である国交省、海岸林の管轄である農林水産省等のすり合わせがあってもいいと思う。財源、国立公園の理念、復旧・復興に向けた施設整備のいずれについても、国交省、農水省、観光庁、水産庁等とじっくり話し合っ、三陸沿岸の市町村に対して何ができるのか、国の姿勢を理念的でも良いのでしっかり打ち出してほしい。
- ・再生の取組みについては、他の地域と比べるとスタートが遅れてしまうことを懸念している。1～2年の間は、被災地は全国からも注目され、予算的にも優遇される面があると思うが、スタートが遅れることで、実際に事業をはじめると、制度設計が不明、予算の見通しもつかないという状況になっていることが不安である。ビジョンだけでなく現実的な見通しを立てて頂きたい。また、それに対する予算についても打ち出してほしい。市の復興計画の中で様々なメニューを設けているが、これらの裏づけとなるような予算等を環境省として強く打ち出してほしい。
- ・公園内を含めて地割れが多数生じている。そのため、地質調査をはじめ、今後、公園として成り立つか成り立たないかということ判断するための調査が必要になる。そのような場合に、環境省でも予算の組み方を検討してほしい。
- ・今の時点では「復興」という名称が適当かもしれないが、将来もこの言葉を使うことにはならないと思う。今後は復興の推移を見ながら検討することになるのではないかと。何年経っても「復興」という言葉に付きまといわれるのはむしろ迷惑ではないか。
- ・三陸海岸国立公園に名称変更することを決定しているため、名称は三陸海岸国立公園としてほしい。三陸はブランドにもなっている。

< 議事要旨 >

新沼：三陸復興国立公園という名称は（仮称）となっているが、時限的な事業・指定なのか。現在は陸中海岸国立公園という名称だが、今後は三陸復興公園に名称が変わるのか。震災復興のための復興国立公園という捉え方で良いのか。

環境省佐々木：三陸復興公園は仮称であり、今後、地域の方々の意見を聞いて名称を決定したい。国立公園の長い歴史がある中で、今回は震災をきっかけとして国立公園を再編するということになるが、指定は時限的なものではなく、継続するものである。10年経過したら終了というような性質のものではない。

千葉：スケジュールには平成23年度9月以降に市町村の復興計画に関する情報収集とあるが、市町村によっては既に復興計画を策定している。各市町村の復興計画とは、今後どのようにすりあわせるのか。また、既存の自然公園に三陸復興国立公園という名称がかぶせられるということになるのか。既存の県立自然公園、国定公園等の名称は今後も継続させるのか。

環境省佐々木：復興計画案等はこれまでも収集してきた。復興計画において、高台への移転先が国立公園区域内となっているような場合は区域をはずすなど、柔軟に対応したい。復興国立公園の具体的な区域の決定の際には、復興計画を見て、個別に相談しながら進めたい。名称については、一つの国立

公園に再編成するというのであれば、それに相応しい名称を、一つつけるということになる。現在は陸中海岸国立公園という名称であるが、例えば、陸奥の地域が編入された場合にどのような名称が相応しいのかということ、地域の方々と相談しながら考えることになる。現在の陸中海岸国立公園という名称の上にさらに三陸復興公園という名称が被せられるような、名称を2つつけるようなことは考えていない。指定する地域を代表する名称を、意見を聞きながら検討する。

千葉：国定公園や県立自然公園はすべて国立公園に包含されてしまうことになるのだろうか。

環境省佐々木：細かい点については決めかねている。一つの県立自然公園をすべて国立公園に編入することになれば、既存の県立自然公園は指定を解除することになり、国立公園に包含されることとなる。一部分を国立公園に編入し、残った部分を県立公園として存続させることになれば、残った部分の名称を相応しいものへと見直す必要がある。国立公園についても、編入された部分を勘案して名称を検討する。県立自然公園すべてを編入するという考え方もあるが、県立自然公園はこれまで地域で運用してきたものであることから、これからも県立自然公園として運用したいという希望もあると考えられる。また、地権者との調整も必要である。これらの意見を聞きながら、具体的な計画を検討する。

千葉：「三陸復興」という言葉があると、かなり期待を持つところだが、このような事業を実施することで、別枠の予算が組まれるということもあるのか。

環境省堀上：予算を得やすいという観点から三陸復興国立公園という仮称をつけているということは確かにある。しかし、我々としてはむしろ、復興に資する考え方という意味から仮称を設定している。この先、復興という名称が相応しくないようであれば、地元の方とよく相談しながら見直していく。

新沼：宮古市が事務局となっている陸中海岸国立公園協会の中で、陸中海岸の構成市町村の総意によって陸中海岸国立公園を三陸海岸国立公園に名称変更するということが決まっていた。環境省はこれに関する話し合いは知っているのか。

環境省佐々木：名称検討の経緯も含めて存じている。昭和20年代の、国立公園の候補地だった当時は三陸海岸という名称であったが、指定の直前になって陸中となった。名称変更という話題が出たときに、陸中海岸国立公園は陸中・陸前という地域で構成されているため、三陸が適当なのかという議論が環境省内でもあった。国立公園の名称は指定地域を代表するに相応しい名称をつけるということなので、今後、再編成する中で、どこの区域が編入されるのかによって名称は変わる。三陸よりももっと広い概念になる可能性もある。これからの検討課題である。

堀：国立公園に復興という名前がつくのは驚いたし、良いことだと思う。気仙沼では、重油タンクが23基あり、それが全損した。海底に油の層が約10cm形成されており、これが気仙沼湾全体に及んでいるのではないかという調査結果も出ている。最終結果については東京海洋大学が調査を継続しているところであるが、300ppmという数字が出ている。この数字が高いか低いかわという議論はあるが、私は高いと思う。最終報告がまとめられた折には、是非皆様に相談させてほしい。国立公園の看板であ

る名称や景観も大事だが、海底などの中身の部分も大事である。私は今まで大学と連携して、おいしい牡蠣をつくろうとか、三陸海岸の特徴について勉強しようとか、教材として利用してきた。また、大島の地元中学校が海上保安庁と連携して漂流物の調査も毎年実施しているが、漁民が捨てたと思えないようなゴミが多くて驚く。国立公園の中で生業をしているという意識が漁師たちの間にあるのかどうか疑問である。国立公園の中で生活していることが幸せなことであるということを経験の方に認識してもらうことが大事だと思う。現在は国立公園が当たり前のもとなってしまう。また、三陸海岸の地形地質、環境等への理解を深めるような機会を何らかの形で作って欲しい。まずは、地元の方々に自分たちでその土地の特徴等を知ってもらい、地域全体で看板を掛け替える運動をすることが全国へのアピールになる。国立公園のありがたさが欠如している現状があるので、地域住民もちろんだが、行政の方にも正面から取り組んで欲しい。漁師と話をする、なぜある場所ではホヤやワカメの成長が良いのだろうかという話題になる。おそらくは伏流水の効果である。高い山や崖があって、海があるというような場所は、伏流水が出やすい場所であり、大島では少なくとも2ヶ所確認している。川の効果だと主張する方もおり、それももちろんある。雨が降れば小川になるが、小川が流れ込むような場所にも岩牡蠣がついたりする。真水の効果は三陸海岸の特徴のひとつであり、また、親潮と黒潮が混じっているのも大きな特徴であると思う。このような特徴を地域の中で理解・共有してもらい、観光客にも伝えられるようにしたい。環境調査等も是非お願いしたい。

武山：唐桑ビジターセンターは老朽化しているが、地震や津波について知ることができる地域の拠点となっており、多くの小中学生が見学に来ている。築何十年も経っているので、この地区を一大拠点として存在感を示す何か新しいものがほしい。また、私たちの地元でも、震災で自然環境が大きく破壊された場所がある。植物の観察コースは乱雑な状態となっているため、整備が望まれる。階上地区の岩井崎の南に行く遊歩道も整備して欲しい。三陸の特徴であり、ここにしかない植物が生育しているが、植物の群生も、存在が分かるように示してほしい。また、保護をするなどして、大きくして欲しい。

加藤（宣）：我々は、環境というと、人と自然を守るという考えしかない。しかし、東日本大震災によって人と自然との関係が根底から崩れてしまった。多くの人命が失われてしまった。人の生活環境の中で海と人がどう共存するのか、海をどのように捉えて生きていくのかということも大きな環境の中での問題だと思う。失われた命は戻らないが、残された我々は自然環境の中でどのように生きてゆくのかわ考えなければならない。自然公園の中では、多くの施設や生態系が破壊されている。特に岩礁や砂浜は震災によって瓦礫に埋まってしまった。今は瓦礫の撤去が進み、一定程度は自然の状態に戻りつつあるが、問題は海の底には瓦礫が今も残っていることである。陸中海岸あるいは三陸海岸という景勝地の中での瓦礫撤去の問題をどのように解決すればよいのか。1~2年では損壊した自然は復元できないと思う。国の方針として、急ぐことは理解できるが、しっかりした制度設計の下で事業を進めてほしい。公園の中にも市町村や都道府県が管理している施設があり、これらについても破壊されてしまったものが多い。特に遊歩道関係は被害が大きい。これらを今後どのような形で復興計画に取り入れるのか。ビジターセンターという施設が環境をテーマとした情報館ということであれば、人と自然をテーマにした情報館を三陸地域一帯の各拠点に整備してほしい。これを行うことによって、これからの防災に関する人と自然の関係が捉えられていくと思う。子供たちや、被災していない人たちも含めた多くの方々に情報を発信できる施設を運営することができるのではないか。ビジターセンタ

一を運営している人間からすると、施設は老朽化している現状もあり、国には手厚い支援で対応してほしい。

遠藤：つつじは東日本大震災では被害を受けておらず、健全な状態を保っている。私たちは山を案内しているが、山を見に来た人たちには必ず、リアス式海岸、大谷海岸、御伊勢浜、岩井崎といった沿岸部の見所をアドバイスする。大谷海岸についても、御伊勢浜についても、海も松林も美しかったが、現在はそのような状況ではなくなってしまった。環境についても、観光についても支援して頂きたい。

早乙女：東日本大震災の前からサケの遡上等を観察するツアーを実施してきた。東京から来た人間にとっては、車でアクセスできる場所でサケの遡上が見られるのは新鮮なことである。海ではサケが遡って来るところを観察し、漁協さんとも話をし、川にも入れてもらい、実際にサケと一緒に泳ぐ。泳ぎながら写真を撮ったり、映像を撮ったりすることを通し、サケを身近に感じられるツアーを実施してきた。上流まで一緒に行き、産卵するところまで観察する。途中で温泉に立ち寄ったりと、サケを切り口にしながらも、丸ごと岩手を味わうような観光ツアーとなっていた。震災後は、漁師さんたちが困っており、助けてほしいということだったので、まずは海中の調査を実施した。ダイバーとして潜って調査し、漁師さんと共に瓦礫を引き上げる活動を実施してきた。陸上で引き上げるという作業が必要となるため、一般のボランティアの方々にも参加してもらった。延べ 2000 名ほどのボランティアに協力してもらった。主に旧三陸町で実施しているが、大槌から女川にかけての地域でも活動している。ボランティアの方には、実際に来てもらって、三陸の海の美しさや地形の面白さを感じてもらうことができた。日本全国にダイビングが盛んな場所があるが、実は南三陸町の志津川などでも、ダイビングが観光促進につながるのではないかと思った。いつまでもボランティアをしている状態では、復興を進めていることにはならないので、徐々にボランティアの範囲を小さくしていきたいと思っているが、三陸のリピーターを維持するためにもエコツーリズムやボランツーリズムの方法をしっかりと確立したいと思っている。活動の運営等は自分たちでできるが、潜るための許可、施設の整備、エコツーリズムの推進等については、自治体や国の協力が必要になると思う。仕事を失ってしまったままの状態の漁師さんが今もいるが、船を動かす船頭さんとして、雇用にもつながる可能性がある。これまでは漁港で潜ってきたが、今後は様々な場所をフィールドとして確保したい。しかし、どのような手続きが必要なのかが分からない。また、一つでもシャワーが整備されれば、それだけでダイビングのスポットにもなり得るので、そのようなことをお願いできるのであれば、どのような手続きが必要なのか知りたい。三陸には一つもないと思われる、海に入るためのスロープも整備されると嬉しい。

佐藤：日々、潜水作業等を実施しているが、どのような津波の被害があったのか、海底の瓦礫を見ながら記録している。ビジターセンターのような施設があれば、展示も実施したい。

早乙女：エコツーリズム推進に関して、ガイドの育成等については、現在策定中の各自治体の復興計画にはあまり入っていないように思う。方法も含め相談させてほしい。

佐藤：北里大と共に水中の瓦礫の撤去作業を実施したが、瓦礫をどこまで片付けるべきか分からない。水中の環境にどのような影響があって、何を撤去し、何をそのままにしておくべきなのかが分からない。基準を示していただけるとありがたい。

鷹見：石巻市では平成 19 年度から自然環境の調査を実施してきた。来年度は震災の影響に関する調査を実施したいと考えているので、支援して頂きたい。また、調査を実施するとしても、実際にどのような項目を調査すればよいのか分からない。地域の自然について知見を持っている方々が少なくなってきたおり、このような方々の育成も必要であるが、どのように育成すればよいのか分からず、喫緊の課題となっている。浜によっては集落ごと撤退することになる。このような場所は集落がなくなれば整備はされないが、国立公園になった場合、どのように整備をしていくことになるのか示してほしい。

環境省堀上：エコツーリズムについては、国立公園の区域指定に関わらず支援できるので、どのような形で支援することができるのか、別途考えたい。地域のプログラムづくり、ガイドの育成についても、何か支援できないかということは検討している。また、観光庁との連携も可能だと思う。また意見交換をさせて頂きたい。海中の瓦礫については、場所によっては大変な状況となっている。これについては今後、相談しながら進める必要がある。調査は必要な事である。震災の影響で自然環境がどのように変わっていくのか、今後、長期的に見ていかななくてはならない部分もある。大学等で実施されている調査との連携も始めている。集落の撤退については、環境省の方針以前に、地域の方々がどのように考えるのか、ということがある。国立公園にするのであれば、環境省も一緒に考えたい。

須藤：私は山が好きで 25 年ほど前から徳仙丈山でつつじのお世話をしている。本日参加されているほとんどの方は徳仙丈山のことを知らないと思う。現在は、山に行く、花を見る、歩くといったことは大切な楽しみの一つとなっているが、昔はそうではなく、昭和の時代は地元でも無名の山であった。気仙沼市の海岸部は国立公園となっており、美しい場所があるが、役所の方々はこれまで山には目が行ってなかったのではないかと思う。これまでは、ボランティアが地道に努力してきたこともあり、徳仙丈山を訪れた方は、素晴らしい場所だと言ってくれる。これらの声を聞くことで、私たちががんばることができる。声をかけて頂ければいつでも案内するので、是非、徳仙丈山に来てほしい。

加藤（正）：三陸復興国立公園について最初に報道された震災後 2 ヶ月の頃は、地元は被災者の支援が最優先であったため、なかなか力の及ばない自然公園や観光については、環境省が全面的にバックアップしてくれるという理解だった。それを応援する意味でも、市の復興計画に位置づけて、この事業の実現に協力しますという表現を盛り込んだ。それから数ヶ月が経って、具体的な事業の内容が明らかになってくると、当初我々が期待していたほどの力強さは感じられなくなった。今ある自然公園のエリアの見直し、長距離トレイル、自然と人間が共生するような理念をツアー化するということであるが、地元には環境省の理念が響いてこないように感じる。優れた自然の風景地を保護するという基本の部分について、被災地に入って、じっくり見てほしい。3 次補正では、国交省、農林水産省等により復興交付金が生まれ、被災地を応援するメニューが示された。観光課としては、海岸沿いの自然を楽しむための付帯施設の復旧・復興あるいは再整備のための予算が組みれると思っていたが、それも何もなく、来年度に期待するしかない状態である。施設整備以外にも、防潮堤の問題がある。海水浴場を観光資源として活用している町にとっては、防潮堤をどのように造るかということは極めて大きな問題である。優れた風景地を保護するという観点からは、環境省と、防潮堤の管轄である国交省、海岸林の管轄である農林水産省等のすり合わせがあってもいいと思う。財源、国立公園の理念、復旧・

復興に向けた施設整備のいずれについても、国交省、農水省、観光庁、水産庁等とじっくり話し合っ
て、三陸沿岸の市町村に対して何ができるのか、国の姿勢を理念的でも良いのでしっかり打ち出して
ほしい。

環境省堀上：環境省には、国立公園内の施設整備の事業があるが、今すぐ大きな事業ができるものでは
ない。年度末にまとめるビジョンを基に、またこれに至るまでの過程においても、関係省庁とすり合
わせたい。関係省庁の施策の中にも国立公園の部分は入ってくるので、これについては調整し、また、
我々ができる部分については、ビジョンを基に進めて行きたい。一方で、施設整備をすればそれでよ
いのかということもあるので、地元の人とも意見交換したい。しっかりした制度設計という話があっ
たが、これについても、意見交換をさせて頂きたい。

小野寺：観光客を受け入れ、お金を落として頂くためには、商店や民宿等が必要であるが、これらの受
入態勢については三陸復興公園とは別として考えるのか。また、長距離自然歩道はどのような考えに
基づいているものなのか。私たちはボランティアであり、何の力もないので、立場的な問題も出てく
る。活動は継続し、観光客を受け入れ、楽しんで帰ってもらいたいという思いがある。ボランティア
活動については、どこへ行って相談すれば良いのか教えてほしい。

環境省佐々木：地域の観光、おもてなしは大事な部分である。国立公園のエリア、市街地のエリアの連
携も大事な観点である。国立公園の利用とあわせて、観光協会や市町村の観光課等と、どのように地
域を盛り上げたらよいか相談させてほしい。その中で環境省ができることを検討したい。環境省にも
できること、できないことがあるので、その中でもできる限りのことをしたい。長距離自然歩道につ
いては、一つの長い歩道を設定することを考えている。三陸地域では、今までも断片的ではあるが歩
道が整備されている。これを活用してつなげていくことで地域に滞在してゆっくり歩いて、楽しんで
帰ってもらえるようなツールにしたい。ボランティアについては、国立公園内であれば、限られては
いるものの、予算は持っている。規制に関する相談を受けることもできる。まずは現地に駐在してい
る環境省の自然保護官に相談してほしい。

黄川田：陸前高田市では、高田松原をはじめとした貴重な自然環境が失われた。是非再生して素晴らし
い景観を取り戻したいが、相当の年数がかかる。三陸復興国立公園の取組の中身には期待しているが、
現実的な取組の中には財源の問題もある。陸前高田市の再生の取組みについては、他の地域と比べる
とスタートが遅れてしまうことを懸念している。1～2年の間は、被災地は全国からも注目され、予算
的にも優遇される面があると思うが、スタートが遅れることで、実際に事業をはじめると、制度設
計が不明、予算の見通しもつかないという状況になっていることが不安である。三陸復興国立公園の
整備という具体的な取組みについて示されているが、ビジョンだけでなく現実的な見通しを立てて頂
きたい。また、それに対する予算についても打ち出してほしい。市の復興計画の中で様々なメニュー
を設けているが、これらの裏づけとなるような予算等を環境省として強く打ち出してほしい。

櫻井：女川町は町の8割が津波に飲まれ、1からのスタートという状況となっている。海と山に囲まれ
た自然環境の中で観光を推進しており、公園等も整備してきた。震災があり、台風もあって、公園内
を含めて地割れが多数生じている。そのため、地質調査をはじめ、今後、公園として成り立つか成り

立たないかということ判断するための調査が必要になる。そのような場合に、環境省でも予算の組み方を検討してほしい。

新沼：碁石海岸は津波の被害はわずかであった。碁石浜の防波堤が沈下しているが、瓦礫の撤去は完了した状況である。ビジターセンターの整備について、八幡平に完成した後、大船渡の碁石海岸に整備するという話が以前はあったが、流れてしまった。このような経緯もあり、ビジターセンターの整備を要望したい。今回は、津波体験センターのような施設を整備したい。また、海岸沿いの雑草等の管理も必要である。看板に説明書きはあるが、その先の景観が何も見えないという状況もある。管理のための予算についてもお願いしたい。高齢化も進んでいるので、スロープを設置するなど、施設の整備方法も考えて欲しい。

千葉：名称は、今後どのような公園になるのかということによるのではないかと。今の時点では「復興」という名称が適切かもしれないが、将来もこの言葉を使うことにはならないと思う。今後は復興の推移を見ながら検討することになるのではないかと。何年経っても「復興」という言葉に付きまといわれるのはむしろ迷惑ではないか。

新沼：構成市町村の総意によって三陸海岸国立公園に名称変更することを決定しているため、名称は三陸海岸国立公園としてほしい。三陸はブランドにもなっている。

以上

第3回 仙台会場

三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方に関する地域意見交換会（仙台会場）

日時：平成23年12月7日（木）13:30～15:30

場所：仙台第2合同庁舎 2F会議室

資料：資料1：三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方に関する地域意見交換会
＜説明資料＞

資料2：東北地方太平洋沿岸の自然公園等の指定状況

資料3：三陸復興国立公園（仮称）の検討スケジュール

参加者：○地域からの参加者

- ・村山寿一 宮城県環境生活部自然保護課自然保護班班長
- ・鈴木康介 // // // 主事
- ・新妻忠蔵 // 仙台地方振興事務所林業振興部 技術部長
- ・浜津威彦 福島県生活環境部自然保護課 主任主査
- ・安齋成仁 // // // 主査
- ・安倍浩司 東松島市復興政策部復興都市計画課 主任
- ・菅原弘樹 奥松島縄文村歴史資料館 館長
- ・小松良一 松島町企画調整課 課長
- ・岡崎秀一 // // 技師
- ・阿部利夫 // 教育課 生涯学習班長
- ・大津昌美 利府町企画課まちづくり推進班 主査
- ・鈴木義教 仙台市環境局環境部環境都市推進課 主事
- ・鈴木淳志 // 震災復興本部震災復興室 主査
- ・木村敏 名取市生活経済部クリーン対策課 課長
- ・太田憲夫 // // 商工観光課 課長補佐
- ・手嶋日出彦 // 震災復興部復興まちづくり課 班長
- ・大橋信彦 名取ハマボウフウの会 会長
- ・高橋伸幸 亘理町震災復興推進課 課長
- ・東常太郎 // 産業観光課 課長
- ・富田文博 // //

○環境省

- ・堀上勝 三陸復興国立公園（仮称）推進チーム長（国立公園課 課長補佐）
- ・田邊仁 自然環境局自然ふれあい推進室 室長補佐
- ・佐々木真二郎 // 国立公園課 公園計画専門官
- ・木住野泰明 // 自然環境整備担当参事官室 施設第一係長
- ・桜庭祐輔 // 国立公園課 事業係
- ・西村学 東北地方環境事務所 統括環境保全企画官
- ・大沼次郎 // 野生生物課 課長
- ・森川久 // 国立公園・保全整備課 課長
- ・松崎克弥 // // 自然保護官

・小関ますみ	〃	〃	自然保護官
○事務局			
・松井孝子	(株) プレック研究所環境共生部	部長	
・笠原岳洋	〃	〃	研究員
・秋田桂	〃	〃	研修生

<主な意見>

- ・防潮堤が景観に及ぼす影響を考慮すると、今回のような国立公園づくりの構想とは相容れないのではないかと。国土交通省や防災林づくりで関係する林野庁等の他省庁とは今後、どのように話し合うのか。
- ・復興計画で位置づけた部分については町がサイクリングロードを整備するが、それ以外の部分については、環境省というより県だと思いが、一体的に整備してもらえるのか。
- ・国立公園の基準については、復興を謳っている以上はこれまでの基準ではないと認識しており、復興というテーマに基づいて南部の地域も含めて編入することを期待している。国立公園に編入されなかった地域の長距離トレイルについても、従来通りの地元負担ではなく、国直轄の整備を要望したい。
- ・既存の陸中海岸国立公園がある三陸地域に力が入っているように受け止めてしまう。仙台湾岸の津波被害が大きい地域に対して、環境省としてより力を貸して欲しい、助けてほしいというのが本音である。
- ・行政の末端にいる我々が手続き等を全て担うことになるので、行政の煩雑さが増大すると思う。
- ・事務手続きが増えることについては行政の負担となるのではないかと。
- ・松島は日本三景であり、特別名勝であるが、環境省の方でもこのような冠を得ることでより環境整備が進むのではないかと思う。例えば、東松島市には大高森がある。大高森の遊歩道整備等は現在、松島の公園事務所が担当している。国立公園となることで、公園の活用に向けてさらに整備が進むのではないかと期待している。
- ・復興を考えるのであれば、長距離自然歩道の整備に伴い、周辺の施設についても整備する手立ては考えられないのか。整備には財源が必要である。ただ単に構想を立ち上げても整備する財源、整備主体、整備手法等が従来と同様のままでは、実際の整備は進まないのではないかと。福島県で何かやろうと思っても、従来のままではできない。復興というからには、整備主体、整備手法、財源等をセットにした新しい仕組みを何かしら考えてもらいたい。
- ・長距離自然歩道に関する先ほどの議論では、仙台湾については自転車道も含めた検討が可能だという話だった。名取市の場合、津波によって松林が壊滅的な被害を受けている。そのため、歩道のみでの整備では、施設としては不完全ではないか。松林の復旧の主体が林野庁であるなら、林野庁との連携も深めて、復興につながるような松林の整備も検討の中に加えてほしい。
- ・海側に防潮堤があり、続いて保安林、さらに様々な公園等を整備するような内容となっている。名取から松川浦まで至るようなサイクリングロードとともに、ポイントごとの休憩施設、駐輪所等を整備してほしい。
- ・施設を整備するためには財源の問題がある。今回の事業ですべて対応できるのであれば良いが、対応できず、町でやって下さいと言われても困る。復興を機にこのような事業を実施するのであれば、もう少し我々の考え方を汲み取って進めてほしい。
- ・観光のブランド化を考えた際に、現在は仮称で三陸復興国立公園となっているが、松島というブランドもあるので、是非とも活かしてほしい。

- ・仙台湾の南側の砂浜海岸には、静岡県浜松から環境保護団体が訪れ、このような砂浜は全国にも他にないというような評価を頂いた。その環境保護団体の方々は全国を歩いているような方々である。確かに三陸の男性的な海岸も魅力的であるが、仙台湾の砂浜も、遠州灘、九十九里浜に次ぐくらいの規模である、40数 km に渡る長大な砂浜海岸である。宮城県南にある素晴らしい砂浜海岸に対する眼差しをもって私たちの意見をとりあげてほしい。
- ・海岸地区には多様な動植物が生息・生育しているが、絶滅危惧種に対して、国や県がレッドリストに指定することで終わらない、市民と連携した保護や行政の関わりがこれまで、大変希薄だと感じていた。災害復興を考える際に、絶滅危惧種の復元を手がかりにして地域の振興を図り、生態系がしっかりと維持・保全されるような海岸線をつくるという観点が大事だと思う。
- ・仙台市では、地下鉄の駅を拠点としてレンタサイクルを設置し、海沿いを自転車で周遊して戻ってくるという構想があった。元々、仙台互理自転車道もあった。平地なので、自転車の活用は是非ご検討頂きたい。
- ・国立公園に編入され、環境省に整備してもらえるのであれば嬉しい。手続きに関して、特別地域の整合性は難しいと考えている。松島県立自然公園を国立公園に編入するのであれば、十分に協議し、行政手続きについても簡略化するような内容で検討してほしい。
- ・台風被害により松の木が倒れ、道路を塞いでいる状態となったが、規制があり、松の木を伐れないということもあった。復興を進めたいが、様々な制限があり難しい面がある。このような面を解消するような形で進めて頂けるのであれば有難い。

< 議事要旨 >

大橋：名取市が示した復興計画では、国土交省が海岸地区に高さ 7 m に及ぶコンクリート製の防潮堤を整備することが、既成の事実として謳われている。防潮堤が景観に及ぼす影響を考慮すると、今回のような国立公園づくりの構想とは相容れないのではないかと。国土交通省や防災林づくりで関係する林野庁等の他省庁とは今後、どのように話し合うのか。景観を阻害するであろうコンクリート製の防潮堤を整備せずに防災を講じる方法は考えられるのか。長距離自然歩道は魅力的だと思うが、自転車道を組み合わせる考えはあるか。歩道に限定する考えなのか。県の自転車道は震災以前からやや中途半端な状態となっており、また、お金がかかるため、整備も進められない状態となっていた。国が自転車道の整備に着手する考えがあっても良いのではないかと。

環境省佐々木：防潮堤は人々の命に関わるものであるため、国立公園づくりとどこまで調整できるかは難しいところである。場所によっては整備する位置の再検討をお願いすることも考えている。申し訳ないが、人の命に関わる防潮堤と、レクリエーションとして捉えられてしまう自然公園を比べた場合には苦しい立場となる。長距離自然歩道については、場所によっては自転車道として利用できる場所もあると思う。ただし、岩手県内の山地部等、起伏の激しい地形の中では自転車道として利用することは困難であると思う。仙台湾沿岸については、自転車道として活用できる地区も想定できると思う。

高橋：三陸復興国立公園に関する構想があるということは以前も聞いていた。青森県から福島県の松川浦まで一体的に考える構想として伺っていた。本日の説明を踏まえると、三陸沿岸地域については国立公園を再編成し、松島以南の地域は再編ではなく長距離自然歩道の整備を進めるという認識が良い

か。

環境省佐々木：仙台湾沿岸については既存の自然公園がないため、国立公園として新たに指定することは難しいと考えている。長距離自然歩道、エコツーリズム、自然環境の観点からは重要なものがあるので、調査やモニタリング等により支援することはできると考えている。

高橋：長距離自然歩道・自転車道に関して、亶理町では北部の荒浜地域において、スポーツによる利用を含めた土地利用を計画している。その一部に、サイクリングロードによる利用も考えている。南部には鳴り砂の砂浜が 3.5km あるが、ここまで自転車道を伸ばす計画は無い。現制度では、国立公園内では環境省が、それ以外では都道府県が整備主体となっている。復興計画で位置づけた部分については町がサイクリングロードを整備するが、それ以外の部分については、環境省というより県だと思うが、一体的に整備してもらえるのか。

村山：宮城県としては、松島地域や県の自然環境保全地域も含めた、県内の沿岸全域の三陸復興国立公園への編入を要望している。10月に環境大臣が来た際にも要望した。本日、ほぼ確定のように説明頂いた内容が、これまでの2回の部会で踏みこんで話をされた内容なのか疑問である。国立公園外の施設については、既存のものは県が整備するが、今後の復興国立公園に関するものに関しては異なるのではないかと認識している。国立公園の基準については、復興を謳っている以上はこれまでの基準ではないと認識しており、復興というテーマに基づいて南部の地域も含めて編入することを期待している。国立公園に編入されなかった地域の長距離トレイルについても、従来通りの地元負担ではなく、国直轄の整備を要望したい。

環境省堀上：国立公園の区域については、中央環境審議会と地域の双方の意見を聞いた上で、環境省としてどのように進めるのか整理したいと考えている。国立公園はひとつの制度として長年培ってきたこともあり、景観の評価方法についても審議会の委員から様々な意見があった。審議会における議論やこれまでの環境省内での検討を踏まえると、三陸海岸と仙台湾の風景は少し異なっており、一体の風景として捉えるのは難しいと考えられる。これらの議論を踏まえて今後どのように進めるか、また、既存の制度をどのように運用するかということについても、これから皆様の意見を頂きながら検討したい。いずれにしても、地域の復興に資するような国立公園の活用を検討したい。また、国立公園以外についてもこの構想の中で議論したい。

木村：最初に宮城県から話を伺った時は、国立公園化することによって、国の直轄で様々な整備等ができるようになるため、国立公園になることは非常に良いことだという説明であった。名取市の沿岸部は壊滅状態にあるので、これらの復興のために環境省の力を借りたいと思い、三陸復興国立公園の計画には前向きに取り組もうとしていた。しかし、本日の議論を聞くと、復興という名がついているものの、既存の陸中海岸国立公園がある三陸地域に力が入っているように受け止めてしまう。仙台湾岸の津波被害が大きい地域に対して、環境省としてより力を貸して欲しい、助けてほしいというのが本音である。このあたりについて、環境省としての考えを示してほしい。

環境省堀上：環境省として考えは示したいと思っている。ただし、実際の制度がある中での運用の責務

があるので、その枠を越えて、国立公園そのものを復興に資するための制度にすることができるのかということもある。これについては我々も知恵を出していきたいと思っているので、地元の要望を聞ききながら、環境省として出来ることを進めていきたい。

阿部：松島、東松島、利府、塩竈、七ヶ浜を含む松島地区は特別名勝の保存管理計画において、国立公園と同様に、特別保護地区・第1～3種特別地域の管理区分が決められており、県が管理団体となっている。松島県立自然公園を国立公園に編入する案があるということだが、これが実現し、現行の保存管理計画の上に国立公園の規制がかかった場合、届出・許可手続きはどのような扱いになるのか。現在は、家を建てる場合の現状変更等の許可は文化庁から得ているが、国立公園の規制がかかった場合、どのような手続きとなるのか。

環境省佐々木：現在は、松島県立自然公園は全域が普通地域となっており、特別地域の指定はされていない。普通地域における規制は届出制であり、大規模な改変等が対象となっているので、自然公園法に基づく手続きはそれほど発生しないと考えられるため、現在は文化財の現状変更手続きが中心となっているものと思われる。地域の方々に率直に相談するしかないが、仮に国立公園に編入することになった場合、普通地域のままで良いかということを見ると、そうはいかないと思う。当面は普通地域のまま編入することは考えられるが、将来的には自然公園としても特別地域の指定等を検討する必要がある。その時には、縦割りと言われてしまうが、文化財の観点と、自然公園の風景を守るという観点で、双方の手続きをして頂くという運用になってしまう。例えば、陸中海岸国立公園の浄土ヶ浜は、国立公園と文化庁関連の規制があるが、両方の手続きが発生している状態である。松島県立自然公園を編入することになった際には、環境省直轄の整備・管理が可能であるというメリットがあるが、一方でデメリットもあり、新たな規制がかかることや手続きが増えることにより負担をかけてしまうことは避けられないと思っている。文化財に関しては、しっかりとした計画が策定されていることを確認している。風景・名勝を保全することに対してどう考えるかについては、手続き面等のデメリット、国立公園のブランド・価値を活かすメリット等を踏まえ、どのように進めることが地域の復興に資することになるのかご相談したい。

阿部：現在の保存管理計画においても一切手をつけられない特別保護地区や、特別地域となっている地区もある。ただし、これらは森林や緑地が多く、文化財としても手をつけられないような地区が大半である。国立公園に編入された場合、どの範囲まで規制がかかるのか。沿岸部のみなのか、内陸部も規制がかかるのか。沿岸部のみだとしても、全ての関係市町の市街地が含まれることになる。家を建て替える場合には、現在も現状変更を出さなくてはならない状態だが、さらに自然公園の手続きも必要になるというのは、二重、三重の行政の煩わしさがあり、難しい。

環境省佐々木：自然公園の場合も文化財と同様に地種区分を分けており、全国的に国立公園を指定する際は、市街地・集落地について普通地域とする場合も多く、市街地を区域からはずしてしまう場合もある。日常的な活動がある地域については、強い規制は設けず、島々等の風景を守るべき場所や、建物が建つことはあまりないような地域については特別地域を指定するという考え方で規制の強さを区分し、案を作成し、地域の方々に説明するという作業手順が順当ではないかと考えている。

阿部：説明は理解した。行政の末端にいる我々が手続き等を全て担うことになるので、行政の煩雑さが増大すると思う。

菅原：文化財保護法と自然公園法が重なるような状態となる。元々、松島については県立自然公園条例の中で規制が定められており、県の中でも特別地域は第1種～第3種に区分されているが、現在は文化財の規制の方が細かい行為規制が定められているため、文化庁の枠組みで規制を運用している。県立自然公園が国立公園になった場合、規制の運用について県はどのように考えるのか。

村山：県としては、沿岸全域を国立公園に編入することをお願いしている。しかし、二重に規制をかけることは復興の妨げになる。現在の松島県立自然公園のように、南の地域は普通地域にしてほしいと考えている。

菅原：普通地域であれば、届出は必要ないということか。

村山：場合によっては必要になる。例えば、家を建てる際に、一定の基準を超えた規模のものについては届出が必要になる。

菅原：行為規制の規模に関する基準については、県では詳しい指針を出していないのではないかと。

新妻：松島県立自然公園については、県の松島公園管理事務所が許認可を担当している。普通地域については、高さ13m以上、面積1,000㎡以上の建築物を建てる場合には届出が必要となっている。小規模なものについては、届出は必要ない。これを超える一定要件について届出をして頂くという制度である。国立公園に編入され、現在の地区がそのまま普通地域となった場合は、それ以前と規制の内容は変わらない。特別地域となった場合には、許可制となる。特別地域は第1種～第3種まで区分があり、その区分によって規制の厳しさは異なる。

菅原：県で示している区分がベースになるということか。

環境省佐々木：現在の松島県立自然公園は、全域が最も規制が緩い普通地域となっている。松島全域をそのまま国立公園に編入するという考え方もある。ただし、国立公園を管理する立場としては、全域を普通地域とすることは将来的に難しくなると感じている。守るべき風景の中でも大事なものについては、特別地域に指定するような相談がいずれは必要になると思っている。その際に、場所によっては規制を強める事になると思う。地域にとっては負担になるが、そのかわり、国立公園として支援することはできる。国立公園を活用して地域を元気にしたい。本日は、初めて説明させて頂いたという状況なので、今後、さらに相談させて頂きたい。我々も地域の方々の理解がなければ、松島の国立公園への編入はできないと思っているので、理解を得られるかどうか、今後の検討に大きく影響することになる。

菅原：文化財よりも緩やかな規制となっているため、国立公園に編入されたとしても、規制面では問題ないと感じる。1,000㎡を超える規模の現状改変は文化財の規制ではまず認められない。ただし、事

務手続きが増えることについては行政の負担となるのではないかと。松島は日本三景であり、特別名勝であるが、環境省の方でもこのような冠を得ることでより環境整備が進むのではないかと。例えば、東松島市には大高森がある。大高森の遊歩道整備等は現在、松島の公園事務所が担当している。国立公園となることで、公園の活用に向けてさらに整備が進むのではないかと期待している。

新妻：手続きについて確認したい。国立公園に指定された場合に、その区域の指定は、地番ごとになるのか、それとも線引きによるのか。また、指定の際には土地所有者からの同意を得るのか。

環境省佐々木：国立公園の区域を決定する際には、様々な種類の線引きの方法が用いられる。例えば、道路敷界、山の稜線界、谷界、地番界等が用いられる。なるべく現地で区域内なのか区域外なのか判別しやすい線を選びながら区域線を検討していく。指定の手続きに関しては、自然公園法では、全ての土地所有者から同意書をとるようなことはしていない。そのかわり、集落ごとに説明会を開き、国立公園の制度、規制、メリット等について説明し、地域の方々と対話する。合意が得られた地域については国立公園に指定する。自然公園法の手続き上は、市町村長、都道府県知事の同意が必要である。自然公園法は古い法律であり、土地所有者の同意を得るといふことにはなっていない。

浜津：福島県に関わるのは長距離自然歩道のみであると思うが、3点ほど質問したい。資料では長距離自然歩道の「整備」ではなく「設定」と表現されているが、長距離自然歩道の具体的な整備スケジュールはどのようになっているのか。どのような方法で整備を進めるのか。長距離自然歩道は、考え方としては良いと思う。しかし、福島県内では、松川浦等の元々ある県立自然公園内の施設が相当な被害を受けている。新たな長距離自然歩道を整備するのは良いが、元々ある施設が損壊したままではどうしようもない。復興を考えるのであれば、長距離自然歩道の整備に伴い、周辺の施設についても整備する手立ては考えられないのか。整備には財源が必要である。ただ単に構想を立ち上げて整備する財源、整備主体、整備手法等が従来と同様のままでは、実際の整備は進まないのではないかと。福島県で何かやろうと思っても、従来のままではできない。復興というからには、整備主体、整備手法、財源等をセットにした新しい仕組みを何かしら考えてもらいたい。

環境省佐々木：資料3は国立公園の検討スケジュールというタイトルになっているが、長距離自然歩道もセットのスケジュールとなっている。今年度、国立公園と長距離自然歩道をセットにしたビジョンを策定する。それ以降のスケジュールについては、具体的なロードマップは描けていない状態である。今年度のビジョンを策定する中で、短期的あるいは中長期的な方針を少しずつ見える形にして示していく。県立自然公園の施設や新しい仕組みについては、現段階では提示できる状態にない。何らかの形で支援できないかとは考えているので、引き続き検討は続けたい。

環境省堀上：国立公園として指定する区域は、日本を代表する景観であるため、利用さえあればどこでも国立公園にするというわけにはいかない。我々も悩んでいる部分である。その上で、復興に資することとして何ができるのか。長距離自然歩道、あるいはエコツーリズムを活用してどのように地域を支援できるのか、要望を承っている中で、それを基に検討し、方向性をビジョンに盛り込み、予算要求もしていかなければならない。地域でできること、連携のための方策等があって、それに関して環境省への要望があれば、それを梃子にして我々も検討することができる。

手嶋：長距離自然歩道に関する先ほどの議論では、仙台湾については自転車道も含めた検討が可能だという話だった。名取市の場合は、津波によって松林が壊滅的な被害を受けている。そのため、歩道のみの整備では、施設としては不完全ではないか。松林の復旧の主体が林野庁であるなら、林野庁との連携も深めて、復興につながるような松林の整備も検討の中に加えてほしい。

東：名取市、亶理町、岩沼市、山元町といった仙台湾沿岸部の市町村の復興計画は概ね同じ内容である。海側に防潮堤があり、続いて保安林、さらに様々な公園等を整備するような内容となっている。名取から松川浦まで至るようなサイクリングロードとともに、ポイントごとの休憩施設、駐輪所等を整備してほしい。亶理町では荒浜に公園の整備を予定しており、また、南部には日本最大の鳴り砂海岸もあるので、このような場所に施設を整備するのも面白いのではないかと期待している。ただし、施設を整備するためには財源の問題がある。今回の事業ですべて対応できるのであれば良いが、対応できず、町でやって下さいと言われても困る。復興を機にこのような事業を実施するのであれば、もう少し我々の考え方を汲み取って進めてほしい。

村山：前回の中央環境審議会・自然環境部会の資料は頂いており、また、宮城県からも、東京事務所の者が参加してお話を伺った。当初、意見交換会には部会の委員が分担して出席するようなことを伺っていた。本日は地元の声を部会の委員に直接に訴えられるのではないかと期待していたが、来られていないようなので、期待と異なっていた。観光のブランド化を考えた際に、現在は仮称で三陸復興国立公園となっているが、松島というブランドもあるので、是非とも活かしてほしい。国土交通省でメモリアル公園等の基準の策定を行っており、中核的な公園を各県一つずつ、また、防災を兼ねた小規模な都市公園をつくるようなことも聞いている。国土交通省直轄または、補助でつくられた都市公園は国立公園に編入されるのか。その位置づけについて伺いたい。

環境省佐々木：国立公園の名称については、指定している地域を代表するような名称をつけることとなる。地域の方にどのような名称が良いか伺いながら検討することとなる。どのような地域が国立公園に指定されているかということが重要な観点となる。都市公園と自然公園の関係について、自然公園は基本的に人の手が入っていない自然、もしくは二次的な自然を対象としており、造園的につくった都市公園との完全な重複は困難であると感じている。一部の区域を重複させるような調整は不可能ではないが、国営公園のような一つの大きな公園を全面的、に自然公園と完全に重複させることは困難であると感じている。

安倍：国立公園に松島が編入された場合に、市街化区域を敢えて編入しなくても良いという話があった。東松島市の特別名勝松島の指定区域内に被災者を対象とした市街地復興土地区画整理事業という市街地整備の事業を実施しようとしており、東松島市と文化庁で協議を進めている。現状の特別名勝松島の指定区域と国立公園の区域は一致させなくても良いのか。

環境省佐々木：必ずしも特別名勝の指定区域とは同じにしなくても良いと思っている。現在の県立自然公園の区域と特別名勝の区域についても、ほぼ重複しているが、一致していない部分もある。

安倍：了解した。それを聞いて少し安心した。

菅原：県立自然公園を国立公園に格上げするという考え方が基本と考えて良いのか。

環境省佐々木：県立自然公園となっている区域を国立公園に編入させることができないかと考えている。

太田：本日は既に規制されている地区の話題が多いが、名取や亘理等の地域については何も規制されていない。どのような考えでここに呼ばれたのか分からない。長距離自然歩道の話も分かるが、復興という観点から、どのような考えをもっているのか。

環境省堀上：国立公園として検討する部分と自然環境を活かした取組みという観点から検討する部分があり、重なる部分もある。長距離自然歩道やエコツーリズムも含めて構想の一部となっている。国立公園は制度上、全ての要望をにに応えることは難しい。それ以外は、施設整備等で要望に応えることができないかと考えている。なるべく地元負担がない、また、これまでのように管理を地元市町にお願いするのではないような新しい方法がないか検討している。これらを復興に活かす知恵を今回のビジョンで出したいと考えている。当初、全体が国立公園になるという誤解を我々が与えてしまったことについては大変申し訳なく思っている。全てを国立公園に編入することは制度上、難しいと思っている。その上で何ができるかということ、共に考えたい。

大橋：仙台湾の南側の砂浜海岸には、静岡県浜松から環境保護団体が訪れ、このような砂浜は全国にも他にないというような評価を頂いた。その環境保護団体の方々は全国を歩いているような方々である。確かに三陸の男性的な海岸も魅力的であるが、仙台湾の砂浜も、遠州灘、九十九里浜に次ぐくらいの規模である、40数 km に渡る長大な砂浜海岸である。本日の会議のタイトルに「三陸地域の」とあるが、環境省には、宮城県南にある素晴らしい砂浜海岸に対する眼差しをもって私たちの意見をとりあげてほしい。もう一点、絶滅危惧種への対応についてお聞きしたい。私たちが活動の対象としているハマボウフウは宮城県版レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に指定されている。この10年間の活動で、個体数も増え、将来有望な状態となっている。今回の津波も乗り越え、順調に生育しているのを見ると心強く思う。しかしながら、私たちが絶滅危惧種の保護をしているのは、市民団体が勝手にやっているという状況である。ハマボウフウの他にも、海岸地区には多様な動植物が生息・生育しているが、絶滅危惧種に対して、国や県がレッドリストに指定することで終わらない、市民と連携した保護や行政の関わりがこれまで、大変希薄だと感じていた。災害復興を考える際に、絶滅危惧種の復元を手がかりにして地域の振興を図り、生態系がしっかりと維持・保全されるような海岸線をつくるという観点が大事だと思う。これらに対する現時点での考えをお聞きしたい。

佐々木：仙台湾には、風景として素晴らしい長大な砂浜があるということは分かる。それを風景としてどう評価するのか、今後、検討することになる。沿岸には干潟もあり、絶滅危惧種も多いと認識している。環境省にも限界があり、全ての絶滅危惧種を保全できるわけではないが、震災後の影響調査等をできるところから進め、また環境の復元方法についても考える必要がある。市民の方々との連携は大事な観点である。我々だけではできないので、市民へのお願したい部分もある。その際には、成果を持ち寄り、共有を図りたい。このようなことを含めた保全のあり方、自然との付き合い方を考え

ているところである。

鈴木（淳）：仙台市沿岸部が国立公園への編入の可能性があることを知らなかったため、戸惑っている。仙台市はこれまで、沿岸部に海岸公園を整備してきており、津波による被害も受けたが、復旧する方向で検討を進めている。都市公園のような公園なので、普通地域であっても様々な調整が必要になると思う。具体的なスケジュールは示されていないが、仮にそのような可能性があるのであれば、調整は早めをお願いしたい。仙台市はすでに復興計画を策定しており、詳細なデザインの段階に入っている。仙台海浜鳥獣保護区のエリアはおそらく集団移転のエリアとなり、人は住まなくなると思う。集団移転したエリアをどうするか検討しているところである。国立公園になる可能性があるのであれば、そのデザインも変わってしまうので、早めに示して頂きたい。これまで、国立公園については関係ないと思っていたが、長距離自然歩道については可能性があるかと認識していた。松川浦から青森まで繋ぐこととなると、仙台市の海沿いも通ることになると思う。その際に、国立公園内の整備主体は環境省、区域外は県となっているが、この場合は政令指定都市に対する読み替え規定があるのか。

環境省佐々木：不勉強で申し訳ない。調べて後ほど回答する。

鈴木（淳）：今まであった海岸公園、野球場、サッカー場、冒険広場等のコンセプトは、自然のままというものではなく、そこへ行って使って遊ぶようなコンセプトであった。復旧はしたいが、津波の記憶が新しいうちは市民に恐怖感が残っていることもあり、避難路の整備が必要となる。この避難路を整備する際に、長距離自然歩道とも必ず関係するはずである。長距離自然歩道の整備が5～10年先であれば、仙台市が先行して整備してしまうと思う。その際に、既に整備されたものが指定されることはあるのか。また、長距離自然歩道として指定される歩道の仕様には制限があるのか。仙台を含めた仙台湾地域の沿岸は街から離れているので、拠点となる場所へ行き、そこから歩くという形になると思う。仙台市では、地下鉄の駅を拠点としてレンタサイクルを設置し、海沿いを自転車で周遊して戻ってくるという構想があった。元々、仙台亘理自転車道もあった。平地なので、自転車の活用は是非ご検討頂きたい。

環境省佐々木：長距離自然歩道を新しく設定する際に、山道ばかりではなく、都市付近を通ることもある。国道等を含めた既存の整備された道はこれまでも活用してきた。今回もそのようなことが必要になるだろうと考えている。道幅等の仕様についてはそれほど厳しいものではないので、柔軟に対応できると考えている。

東：2月の市町村担当課長クラス打ち合わせに向けて提案がある。本日の議論を聞いていると、松島以北と、仙台以南では考え方が大きく異なる。そのような状況の中で、同じ会議に参加して、例えば文化財の話が出て、全く理解できない。会議を二つに分けてもらって、長距離自然歩道については、環境省がこのように進めると具体的に示してもらわないと、何をどう進めるのか分からなくなってしまう。本日の会議を踏まえて検討されると思うが、会議を二つに分けた方が、皆が間違わずに方向をひとつに決められるのではないかと。

環境省堀上：提案をふまえて対応したい。ここで一つ確認がある。松島以南の地域について、担当者の

率直な意見として、国立公園の区域・ブランドをかぶせて、利用施設を環境省直轄で作ったほうが良いのか、そうではなくて長距離自然歩道のような、国立公園とは別の、復興に資するような自然の活用を考えたほうが良いのか。両方あるかもしれないが、率直な意見をお聞かせ頂きたい。

木村：名取市では、市長を含めて内部で検討した経緯がある。その中では、特別地域に指定されることにより行為に制限がかかるのはいかなものかということであった。一方で、国立公園の名称は間違いなく町のブランドになり、助かるという話もあった。また、国立公園になることで、国の補助率が100%になるのは非常に助かる。松島湾岸の自治体は、松島湾のおかげで被害が少ない。しかし、多賀城から南の地域は壊滅状態となっている。被害のレベルによって、町の国立公園という言葉に対する捉え方が異なるのではないか。名取市としては、国立公園に編入してもらえたら今後の町づくりに役立つのではないかという議論はしている。

村山：宮城県としては、全域を国立公園に編入して頂きたい。その結論についてはビジョン策定の時期まで検討頂けると思っている。そのため、現時点では、国立公園に編入されない地域というグループ分けをして話し合うということは難しいのではないか。

阿部：環境省は復興の立場に立った考えで、進めるべきだと思う。前向きに検討してもらいたい。松島地区沿岸部の遊歩道等が震災で大きな被害を受けているため、国立公園に編入され、環境省に整備してもらえるのであれば嬉しい。手続きに関して、特別地域の整合性は難しいと考えている。松島県立自然公園を国立公園に編入するのであれば、十分に協議し、行政手続きについても簡略化するような内容で検討してほしい。

環境省堀上：様々な状況や考えがあると思うので、本日の意見を踏まえ、我々の中でも整理を進めたい。今後、本日のように会議形式で全員に集まってもらうことは難しいが、個別なのか、グループ分けするのかといったことも検討し相談していきたい。また、県とも相談しながら進めていきたい。

大津：利府町は、松島町の隣に位置しており、今回の震災からの復旧についても、文化財の関係で手続きがうまく進まず四苦八苦している。今回の話を伺ったときに、国立公園化して環境省がきれいに整備してもらえるのであれば、面倒な手続きも全て解消され、こんなに良い話はないと感じていた。それは言い過ぎかもしれないが、環境省により整備が進み、また、歩道関係もうまく活用できるのであれば良いと思う。利府町は台風15号の被害も大きかった。その際に松の木が倒れ、道路を塞いでいる状態となったが、規制があり、松の木を伐れないということもあった。復興を進めたいが、様々な制限があり難しい面がある。このような面を解消するような形で進めて頂けるのであれば有難い。

鈴木（義）：環境省が現段階で考えている三陸復興国立公園の具体的な範囲については、本日は述べられていないと思うが、仙台市は松島湾に隣接しているため国立公園に編入されるかどうか判断が難しい地域である。仙台市が三陸復興国立公園に編入する可能性があるのか、現段階での環境省の認識を教えてください。

環境省佐々木：現時点で決定していることではなく、今後、皆様と相談しながら決めていくことである

が、今のところは、仙台市をはじめとする仙台湾地域については、国立公園化は難しいと感じている。

鈴木（義）：最南で松島とういことになるのか。

環境省佐々木：国立公園のエリアとしてはそのように考えている。

村山：地域関係者ヒアリングとは進んでいるのか。どのような形で進めるものなのか。

環境省佐々木：地域にいる専門家や自然体験型の利用を推進している方々等に個別にヒアリングさせてもらっている。現時点で何名か実施しており、今後も継続して実施したい。

東：検討スケジュールを見ると、今年度末までにビジョンの策定、来年度以降に三陸復興国立公園（仮称）の指定となっており、亘理町は長距離自然歩道の対象エリアになると認識している。長距離自然歩道の計画というのは法律に基づくものではなく環境省が決める整備計画ということだが、平成 23 年 3 月に三陸復興国立公園のビジョン策定がされれば、整備計画も一体的に示されるのか。あるいは、国立公園の指定は平成 24 年度以降に中央環境審議会を経て実施ということになっているということを見ると、若干ずれ込むのだろうか。

環境省佐々木：ビジョンの中に長距離自然歩道の進めかたを盛り込む。その後、平成 24 年度以降に、具体的な整備計画を検討することになるため、若干の遅れは生じることになる。

東：公園の指定とは必ずしも一致しなくて良いのか。

環境省佐々木：一致するところもあり、しないところもあると思われる。

以上

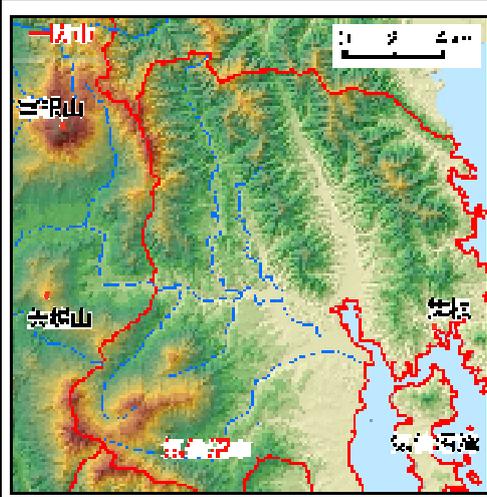
5. 審議会資料作成

5. 審議会資料作成

中央環境審議会（平成 23 年 10 月 26 日、12 月 22 日、平成 24 年 3 月 1 日）において使用する資料案及び関係資料を作成した。次ページ以降に作成した資料（案）を掲載する。

森・里・川・海をつなぐに関する取組事例

事例 1：大川流域における「森は海の恋人」運動

	活動地域	大川流域（宮城県気仙沼市、岩手県一関市） 事務局：気仙沼市唐桑町西舞根 植樹地：一関市室根山・矢越山
	実施主体	特定非営利活動法人 森は海の恋人
	協力者	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼湾の関係者（漁業者、地域住民等） ・一関市室根町の関係者（室根町第12区自治会、一関市、地域住民等） ・植樹祭参加者 ・研究者（京都大学、北海道大学など）
	自然公園	<ul style="list-style-type: none"> ・陸中海岸国立公園 ・気仙沼県立自然公園（宮城県） ・室根高原県立自然公園（岩手県）

★活動のポイント

- ・海の豊かさと流域の森林との関係に着目し、漁師が上流域において植樹活動を実施。
- ・行政界を越えた流域内での上下流連携が実現
- ・担い手育成を見据えた環境教育を実施

○活動の目的

上下流連携による植樹活動や環境教育の活動を通じて「森－川－海」の関係に対する理解を促進し、自然環境の保全に向けた取組みの普及を図る（人の心に木を植える）。

○活動の概要

<上流域への植林>

気仙沼湾の漁師が、湾の上流部・大川へのダム建設によって漁場環境が悪化することに危機感を感じ、「牡蠣の森を慕う会」を設立し、上流部の岩手県一関市室根町において植樹活動を開始した。（その後、環境教育に特化した「特定非営利活動法人 森は海の恋人」を設立。）上流部の森林が漁場環境にも関係しているという漁師の経験則と、森林の腐葉土で形成されるフルボ酸鉄が沿岸域の生態系にとって重要だという専門家の研究結果に基づき、特に腐葉土が豊富な広葉樹の植林を行っている。これまでに約3万本の落葉広葉樹を植樹しており、「森－川－海」の関係を踏まえた河川上流での植林・育林活動を通じて、流域及び沿岸の統合的な自然環境の改善を図っている。

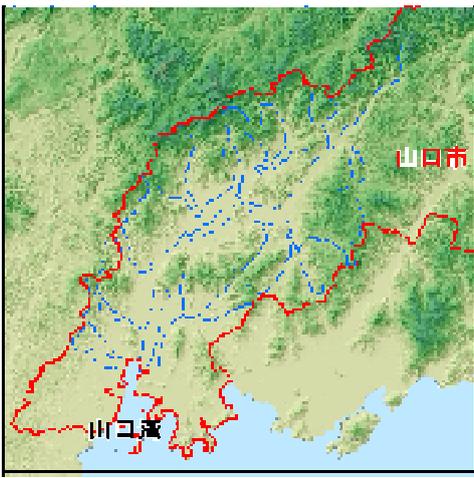
<子供たちへの環境教育>

「森は海の恋人」運動の継続と拡大を図るためには、次世代を担う子供たちへの環境教育が重要であると考え、植樹を開始した翌年から牡蠣養殖場や植樹実施地等のフィールドに小中学生を招き、森と海のつながりについて体験を通じて学ぶプログラムを実施している。このプログラムの参加者は累計で1万人以上にもものぼる。

○活動の実施体制

実施機関	内容
特定非営利活動法人 森は海の恋人	植樹祭や環境教育イベント等を主催
一関市（旧室根町）	室根山等の市有地を植樹場所として提供
気仙沼湾の漁師、室根町の住民、植樹祭参加者	植樹活動を実施
元北海道大学水産学部 松永勝彦教授	気仙沼湾の生物生産と大川の関わりについて科学的調査を実施

事例 2 : 榎野川における流域連携の取組

	活動地域	榎野川流域（山口県山口市）
	実施主体	榎野川河口域・干潟自然再生協議会
	協力者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県 ・ 山口大学 ・ 榎野川流域活性化交流会 ・ 水産研究センター ・ 日本野鳥の会 山口支部 ・ 山口カブトガニ研究懇話会 ・ 榎野川流域地域通貨・連携促進検討協議会 ・ 地域住民 ・ 山口湾の干潟を守る会
	自然公園	なし

★活動のポイント

- ・ 「榎野川河口域・干潟自然再生協議会」による自由な議論と多彩な自然体験イベントの実施
- ・ 上中下流域の役割の明確化と連携
- ・ 地域通貨「フシノ」を活用し、ボランティアを支援
- ・ 漁業権をもつ漁業者の協力を得て沿岸域の活動をスムーズに実現

○活動の基本理念・目的

- (1)自然再生の 3つの視点（生物多様性の確保／多様な主体の参画と産学官民の協働・連携／科学的知見に基づく順応的な取組み）
- (2)『里海』（人が適度な働きかけを継続することで、自然からのあらゆる恵みを持続的に享受できる場）の再生

○活動の概要

当地域では、榎野川上中流域からの浮泥流入、水質汚濁（生活排水対策の遅れ）、牡蠣の増殖、牡蠣殻の拡大等により榎野川河口域の環境が変化し、魚類、カニ、野鳥等の生息個体数・種数が減少していることや、アサリの不漁等が問題となっていた。

地元漁業者は 2000 年に「榎野川流域活性化交流会」を設立し、上流部の森林組合や地元市等と協力して植樹活動、海の清掃等を開始した。2003 年には、山口県によって『やまぐちの豊かな流域づくり構想』（山口県）が策定され、流域づくりの一環として榎野川河口干潟の再生をさらに効率的に進めるため、自然再生推進法に基づき、「榎野川河口域・干潟自然再生協議会（2004～）」が設立された。協議会は地域住民、NPO、学識者、地方公共団体、関係行政機関からなり、産学官民が連携した榎野川流域の環境保全活動を推進する主体となる。上流から河口まで、明確に役割分担されており、主に以下のような活動が実施されている。

上流域	市民による広葉樹等の植林
中流域	自然豊かな川づくり、生活排水対策による汚濁負荷軽減
下流／河口域	干潟や藻場の再生・調査・観察、カブトガニの調査・保護・啓発活動、漁協中心の藻場・干潟保全活動

干潟再生のために漁師と住民ボランティアが協働で行っている「干潟耕転・竹柵立て」や、「アマモ場の造成試験」の実施により海域の環境が向上しており、2008 年には、漁獲可能なアサリが約 20 年ぶりに確認され、2009 年には約 500kg、2010 年には約 250kg が漁獲された。アマモ場についても、

1990年までに多くが消滅していたが、142haまで回復している。

活動に参加したボランティアには地域通貨「フシノ」を配布していることがこの取組の大きな特徴である。フシノは榎野川流域にある協力店（飲食店、森林・漁業組合、民芸品店等）で利用可能となっている。

○実施体制及び活動事例

実施機関	内容
榎野川河口域・干潟自然再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な立場の人が自由に議論できる場の提供 ・独自の自然体験イベントの提供
山口県自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生協議会のコーディネーター
山口県環境保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・河口干潟の調査（低質、底生生物等） ・干潟再生に係る実証試験等の実施
山口大学	<ul style="list-style-type: none"> ・榎野川河口域等の調査研究
榎野川流域活性化交流会	<ul style="list-style-type: none"> ・山口湾の漁場清掃 ・長浜等の海岸清掃
山口県水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・アマモ場の実証検討事業の実施（株移植、播種試験等の実施）
水産研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・竹格子、被覆網を利用したアサリ漁場改善
山口県港湾課	<ul style="list-style-type: none"> ・山口湾の深淺測量 ・海域環境創造工法の検討
日本野鳥の会山口県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥観察等を中心として、自然環境学習の実施
山口カブトガニ懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・カブトガニの調査、保護、啓蒙活動の実施
榎野川流域地域通貨・連携促進検討協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域通貨「フシノ」を活用し、ボランティア活動等の促進のためのモデル実験を実施 ・流域マップ等の作成 ・流域フォーラムの開催
地元住民・ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の活動に参加

事例 3 : 湖と森と人を結ぶアサザプロジェクト ～粗朶沈床の活用～

	活動地域	霞ヶ浦周辺（茨城県）
	実施主体	なし（活動の実施体制参照）
	協力者	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 法人 アサザ基金 ・ 霞ヶ浦粗朶組合 ・ 流域の小学校、市民 ・ 企業（NEC） ・ 行政 ・ 国（環境省、国交省、農水省、文科省）
	自然公園	水郷筑波国定公園

★活動のポイント

- ・ 伝統的工法を用い、湖の再生と森林保全を同時遂行
- ・ 中心的な活動主体を設けず、流域の幅広い主体が協働
- ・ 流域内の多数の小学校と連携した環境教育の実施

○活動の目的

アサザ群落の再生により、水辺の植生帯全体を再生する

○活動の概要

霞ヶ浦は 1970 年代頃に水質汚染や富栄養化が深刻化していた。また、コンクリート護岸等の造成等により水質浄化の役割がある水辺の植生帯の多くが破壊されてしまった。1995 年頃、絶滅に瀕していたアサザの保全活動が始まり、アサザ基金が設立された。現在は「アサザプロジェクト」としてアサザの保全活動が実施されている。

＜粗朶沈床工法を用いたアサザの保全活動＞

アサザプロジェクトでは、アサザが波に流されないように、伝統的な河川工法である「粗朶沈床（粗朶消波堤）」を活用している。粗朶沈床とは、丸太で組んだ枠の中に雑木の枝を束ねた粗朶を詰め込んだもので、波消し効果の他、漁礁としての役割も担う。粗朶沈床の材料に流域の間伐材や雑木を使うことで、アサザ保全活動が流域の森林管理と湖の再生を同時に行う、流域全体の自然再生事業へと発展している。この事業は国の自然再生事業として採用されたため、大量の間伐材や粗朶が必要となり、これを供給する企業体として「霞ヶ浦粗朶組合」が新たに結成された。水源林の保全（30 箇所、約 34ha）、林業の活性化、雇用創出（最大で年間 1 万人・日）といった効果も生み出されている。

＜環境教育の取り組み＞

活動当初より小学校を地域の拠点に位置づけており、アサザの育苗・植え付けを行う「里親制度」を実施している。アサザプロジェクトには流域の 9 割以上の小学校が参加しており、在来水草の育成、お年寄りを行う「昔の環境調査」（自然の復元目標の設定）、流域一体の生物モニタリング等が総合学習の一環として実施されている。2003 年からは企業の協力により、全小学校がインターネットで流域の環境情報を共有できる仕組みが取り入れられ、地域の生態系現状調査と連携させた学習プログラムが実施されている。これらの環境学習から発展した形で、都市型洪水対策（防災）や生物多様性ブランド創出（地域活性化）、水源地保全など幅広い学習が行われている。また、霞ヶ浦をモデルにした環境学習→まちづくり学習への展開は、秋田県や沖縄県、三重県などで実施されている。

○活動の実施体制

以下の 2 点の理念に基づいた体制により活動が実施されている。

①社会に展開し続ける動的ネットワーク：中心にあるのは活動の「場」であるため、理念に賛同すれば誰でも参加できる。

②市民型公共事業：従来のピラミッド型社会の発想である「住民参加」からネットワーク型社会の発想である「行政参加」への転換

この理念から、決まった「実施主体」があるわけではなく、2010年4月までに170の小学校、企業、一般市民を含む約20万人がアサザの里親制度や湖岸植生帯の復元事業等に参加している。主な参加主体の役割は以下の通りである。

実施機関	内容
森林組合	雑木林の管理、粗朶の受注・採取、雇用創出（毎年新たに100haの森林管理を目標とする）、ボランティアの受け入れ等
国交省霞ヶ浦河川事務所	粗朶沈床の発注・設置
各小学校	再生事業における各地域の拠点、環境教育・情報発信の場
企業	技術面での環境教育サポート、本業を通じての地域の循環型社会に対応するマーケティングの展開
市民ボランティア	アサザの育苗・植え付け（里親制度）、地域でのプロジェクト推進
NPO 法人アサザ基金	流域の林業関係者と国の調整役
行政	流域の木材の利用方針を明確に示す
農協	生物多様性ブランドの生産（野菜）
漁協	外来魚駆除の実施、湖岸植生帯の再生
酒蔵	生物多様性ブランドの生産（日本酒）

<参考文献・ウェブサイト>

【事例1：海は森の恋人運動】

- ・平成21年度 里地里山自然資源管理モデル検討調査委託業務 報告書（環境省）
- ・NPO法人 森は海の恋人 ホームページ (<http://www.mori-umi.org/index.html>)

【事例2：榎野川における流域連携の取組】

- ・「自然との共生を目指して」 p.21 （環境省・自然環境局自然環境計画課）、平成19年3月
- ・「榎野川河口域・干潟自然再生全体構想」 榎野川河口域・干潟自然再生協議会、平成17年3月 (http://eco.pref.yamaguchi.jp/fushino/about_koso.html)
- ・山口県 報道発表関連資料 (http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/press/201104/018707_f1.pdf)
- ・『「やまぐちの豊かな流域づくり構想」の取組み（山口県）』（内閣官房総合海洋政策本部事務局） (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/enganiki/jirei/fushino.pdf>)
- ・事業地紹介【榎野川河口域・干潟自然再生協議会】自然再生ネットワーク（環境省） (http://www.env.go.jp/nature/saisei/network/law/law1_3_1/k5_a.html)
- ・榎野川流域地域通貨・流域連携促進検討協議会 (<http://www.fushino.jp/money/fushino.html>)

【事例3：湖の森と人をつなぐアサザプロジェクト】

- ・『里山の環境学』 pp.164-172、武内和彦・鷺谷いつみ・恒川篤史 編、(財)東京大学出版会 2001年
- ・第2回日本水大賞[市民活動賞(読売賞)]「湖と森と人を結ぶ霞ヶ浦再生事業・アサザプロジェクト」(霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議事務局長 飯島 博) (http://www.japanriver.or.jp/taisyo/oubo_jyusyou/jyusyou_katudou/no2/no2_pdf/asaza.pdf)
- ・アサザプロジェクト(NPO法人アサザ基金) ホームページ (<http://www.kasumigaura.net/asaza/02vision/02.html>)
- ・『社会ヲキリヒラク協働プロジェクト：霞ヶ浦「アサザプロジェクト」
- ・百年の大計—社会の壁を溶かす、イノベーションし続ける文脈作り—』 (環境省中部環境パートナーシップオフィス、2008年8月30日取材) (http://www.epo-chubu.jp/02_works/Report/source/report_f2_070830_asaza.pdf)

モニタリングの取組状況

○ 自然環境保全基礎調査・浅海域調査（藻場・干潟調査）

環境省は自然環境保全法に基づき、日本全国の陸域・陸水域・海域を含めた国土全体の自然環境の状況を継続的に調査している。第2回調査（昭和53年度）において浅海域調査（藻場・干潟調査）が自然環境保全基礎調査の項目として位置づけられ、現在までデータが蓄積されてきた。調査の概要は以下に示すとおりである。

< 藻場・干潟調査の目的 >

生態学的または水産資源保護の見地から重要な存在である藻場・干潟の分布状況や消滅状況を把握する。

< 藻場・干潟調査の内容 >

■ 干潟調査

第2回調査（昭和53～54年度）	調査対象：現存または昭和20年まで存在していた面積1ha以上の干潟 ・干潟の位置、面積、タイプ、環境の現況等を把握
第4回調査（昭和63～平成4年度）	・最新の分布状況と前回調査時以降の消滅状況を把握
第5回調査（平成5～10年度）	・第4回の調査結果を基本として、分布状況、面積、主な特性等を把握、
第6・7回調査（平成11～21年度）	・全国157箇所の干潟において、動植物の生息状況を調査

■ 藻場調査

第2回調査（昭和53～54年度）	調査対象：現存または昭和48年以後に消滅したものでおおむね20m以浅の沿岸において、面積1ha以上の藻場 ・藻場の位置、面積、タイプ、環境の現況等を把握
第4回調査（昭和63～平成4年度）	・最新の分布状況と前回調査時以降の消滅状況を把握
第5回調査（平成5～10年度）	・第4回の調査結果を基本として、分布状況、面積、主な特性等を把握、
第6・7回調査（平成11～21年度）	・全国129箇所の藻場において出現種を記録 ・重点調査地においては海藻の現存量や葉上生物調査を実施



図 東北地方における干潟調査地点
（第6・7回調査）



5-図 東北地方における藻場調査地点
（第6・7回調査）

○モニタリングサイト 1000

<シギ・チドリ>

- ・シギ・チドリ類の長期的なモニタリングを通じて、基礎情報の収集、及びシギ・チドリ類の減少やその生息地（主に干潟域）の劣化の兆候を早期に把握する
- ・調査は春期（4-5月）、秋期（8-9月）、冬季（12-2月）に全国 100 箇所を実施
- ・東北太平洋沿岸では高瀬川河口、高瀬川河口～むつ小川原港、蒲生干潟、鳥の海、松川浦及び夏井川河口が調査地になっている

<ガン・カモ>

- ・渡り期と越冬期の個体数調査、ハクチョウ類の成鳥数と幼鳥数、気温、その他気象・周辺環境の変化の4種類の調査を実施。
- ・東北地方太平洋沿岸では、尾鮫沼、小川原湖、南三陸海岸、蒲生干潟が調査サイトとなっている。

<干潟>

- ・干潟表面や砂泥中を生息地とする生物の種類や数の変動をモニタリング
- ・毎年、各サイトの複数の地点で底生生物の生物相を調べることで干潟の長期変化を捉える
- ・東北地方太平洋沿岸では松川浦で調査を実施
- ・震災後は 2011 年 6 月 16 日に調査を実施し、干潟の干出の変化、底泥の攪乱、ヨシ原の消失等の景観の変化を把握。これまでの調査で見られていたが、震災後に確認できなかった種もあるなど、震災の影響が確認された



震災後の松川浦・調査地点 A
瓦礫が散在、干潟の面積が減少



震災後の松川浦・調査地点 B
干潟は干出するが生物が極端に少ない

<藻場・アマモ場>

- ・海藻・海草類の種類や被度の変動から藻場の長期変動を捉える
- ・三陸地方では志津川（藻場）、大槌（アマモ場）にて調査を実施
- ・震災後、志津川では 2011 年 6 月 20 日に、大槌では 2011 年 10 月 18 日、19 日に調査を実施。志津川では震災によって群落の景観が著しく変化した場所がなかったこと等を確認。



志津川に設置された永久方形枠



調査ライン周辺のアラメ群落

○震災後定点モニタリング調査

- ・平成 23 年度東日本大震災による自然公園等への影響調査業務（環境省）において、国指定仙台海浜鳥獣保護区の蒲生干潟（宮城県仙台市）及び陸中海岸国立公園特別保護地区の栃内浜（岩手県宮古市）においてモニタリング調査を実施中

<蒲生干潟>

① 調査項目

- a. 定点からの写真撮影（3箇所）
- b. 巡回による鳥類相、植生等の概要把握

② 調査期間

2011 年 6 月～11 月（毎月 1 回・計 6 回実施）



図 蒲生干潟における定点位置図



写真 定点Bから見た蒲生干潟

< 栃内浜 >

① 調査項目

a. 定点からの写真撮影 (3箇所で撮影)

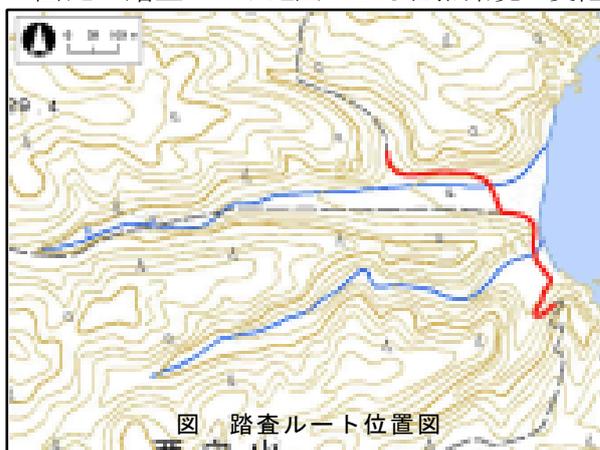


定点 A から見た 栃内浜 (7月)



定点 A から見た 栃内浜 (8月)

b. 固定の踏査ルート巡回による自然環境の変化状況把握

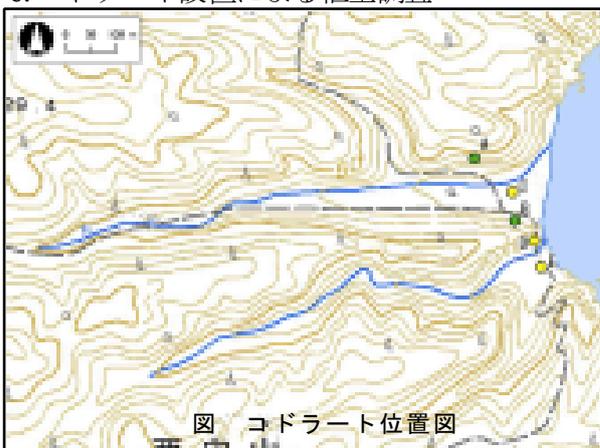


スカシユリの開花確認 (7月)



ハマギクの開花確認 (9月)

c. コドラート設置による植生調査



コドラートの概要

- A (10m×15m) : ミズナラ・コナラ群落
- B (10m×15m) : アカマツ群落
- C (3m×5m) : コアカザ群落 (ハマナス群落跡地)
- D (2m×3m) : スカシユリ群落
- E (3m×6m) : ハマナス群落



コドラート E

② 調査期間

2011年 6月～11月 (毎月1回・計6回実施)

植生調査のみ 2011年 7月・9月の計2回実施

地域意見交換会において出された主な意見

1. 基本的考え方

- 三陸復興国立公園とは何をテーマとし、意味するものかという根本のところから民意を吸い上げて議論していく必要があり、既存の国立公園制度のあり方についても利用者や民間の思想を反映した見直しが必要
- 三陸復興国立公園に関しては市町村の復興計画にも位置づけて協力する体制を整えて具体的な支援策が提示されるのを期待していたが、復興交付金のメニューにも公園施設の再整備等は含まれておらず、より具体的な環境省の理念と具体的な事業に対する財源を提示することが必要
- 防潮堤の整備は海岸景観の保全及び活用にとって重大な問題であり、国交省、農林水産省とのすり合わせを行うことが必要
- 甚大な被害を受けた市町村に関しては、海岸の松原等の再生のみならず地域再生に向けた整備には長い時間を要することから、復興国立公園に関する取組へのスタートが遅れることが懸念され、実際に事業をはじめめる時点になって、制度設計が不明、予算の見通しもつかないという状況になっていることが不安であり、現実的な整備への見通しと予算の裏付けが必要
- 既存の陸中海岸国立公園がある三陸地域を中心に考えるのではなく、仙台湾岸の津波被害が大きい地域に対しての復興国立公園としての支援を期待

2. 三陸復興国立公園（仮称）構想

（1）三陸復興国立公園

① 国立公園の制度・運用について

- 国立公園の指定に伴う行為規制が、地域の復興や活性化、適切な景観管理の妨げになることが懸念されるため、適切な制度運用、規制緩和、手続きの簡素化等の措置が必要
- 複数の法令の重複による許認可手続きの煩雑化、省庁間での判断の相違・矛盾が地元の取組の停滞・混乱の原因とならないよう、省庁間の連携・調整が必要
- 陸からの利用だけでなく海からの利用を重視し、陸と海の利用を組み合わせることが重要であり、船舶利用に対する規制緩和、優遇措置も必要
- 国立公園に指定されることによる行為規制、手続き等に伴うデメリットと、知名度の向上や過度な開発抑制、施設整備等のメリットの整理と情報共有が必要であり、メリットを大きくするには利用促進のための施設整備に対する予算確保が必要

② 区域の再編・統合について

- すぐれた自然の風景地の保護と利用のみならず、文化・歴史・生活の要素を国立公園に取り入れることが必要
- 地下にある地質や地層、それらと関わりのある文化などの資源にも着目していくことが必要
- 様々な特徴をもつ地域を一括りにして一つの国立公園として再編することにより、それぞれの地域の独自性が分かりにくくなることを懸念
- 復興の名のもとに一斉に地域を拡大することには反対
- 震災被害の大きな海岸集落については、将来は集落ごと撤退せざるを得ない場所も出てくることから、こうした集落の公園としての活用方法等に関する検討が必要
- 国立公園の基準については、復興を謳っている以上はこれまでの基準に限定することなく、復

興というテーマに基づいて南部の地域も含めて編入することを期待

- 仙台湾の南側の砂浜海岸は遠州灘、九十九里浜に次ぐ規模を有する長大な砂浜海岸であり、素晴らしい砂浜海岸に対する再評価が必要

③ 国立公園の名称について

- 「復興」という言葉は、今は重要だが将来にわたって国立公園の名称に残ることには違和感があることから、一定の時期がきたら外すことも検討すべき
- 名称については一般公募で意見を募ることも検討すべき
- 既に、陸中海岸国立公園の構成市町村として三陸海岸国立公園に名称変更することを検討した経緯があり、三陸は既に一つのブランドとして定着しているため、名称は三陸海岸国立公園にしたい
- 名称については、観光のブランド化に寄与する面があり、「松島」というブランドの活用も検討すべき

④ 施設整備について

- 国立公園へ編入に伴い施設整備に対する環境省の支援を期待
- 歩道やトイレ等の公園施設だけで利用環境は創り出せず、宿泊施設、飲食店、交通・港湾施設等の整備も合わせて必要となることから、関係省庁との相互連携が必要
- 震災によって破壊された海岸沿いの歩道等の施設、老朽化した施設の再整備、影響を受けた植物の群生地への保護、復元が必要
- 人と自然をテーマとした情報館としてのビジターセンターを三陸地域の各拠点に整備することで、子供達や被災していない人達に対する人と自然との関係についての情報発信が可能

(2) 長距離自然歩道の新設

- 歩道の整備と合わせて、移動手段との連結点や来訪目的となるような場所に拠点を整備することが必要
- 国立公園に編入されなかった地域の長距離トレイルについても、従来通りの地元負担ではなく、国直轄の整備を要望
- 復興を考えるのであれば、長距離自然歩道の整備に伴い、周辺の施設についても整備する手立てが必要であり、従来どおりの手法では整備は進まないため、整備主体、整備手法、財源等をセットにした新しい仕組みが必要
- 長距離自然歩道には自転車道も含めた検討が必要な地域や松林の再生・復旧と合わせた整備が望ましい地域もあり、ポイントごとの休憩施設、駐輪所等を整備が必要な地域もあることから、地域ごとに事業内容を柔軟に検討すること、農林水産省等他省庁との連携も必要

(3) エコツーリズム

- 国がビジョンを策定しハード整備をしても、それを活かす人や語る人がいないことが課題であり、人材育成等のソフト面に力を入れることが必要
- これまでボランティアで復興支援のための活動をしてきたが、今後はエコツーリズムやボランティアの方法をしっかりと確立して雇用促進にもつなげていく必要があり、自治体や国の協力が必要

- ガイドの育成等については、実施方法等に関する情報提供も含めて、現在策定中の各自治体の復興計画にも反映できるような支援が必要

(4) 調査・モニタリング

- 記録は貴重な資料であり、ここまで津波が来たという情報が伝えられるような整備が必要
- 重油タンクの破壊による海底への油の層の形成などの震災影響が懸念されており、調査の継続と対応方針の検討が必要
- 海底に残されたガレキの撤去と海域環境の再生には長期的な取組が必要であり、しっかりした制度設計の下での事業推進が必要
- 海底のガレキ撤去に関しては、どういう影響があり、どこまで撤去するのが妥当なのかといった情報が不足しており、基準等に関する情報の提供が必要
- 震災の自然環境への影響調査の実施方法等に関する情報提供や、地元の自然環境に関する有識者の育成方法等に関する情報が必要
- 公園内を含めて地割れ等が多数生じており、地質調査をはじめ、今後、公園として成り立つかどうかを判断するための調査が必要

(5) 民間とのパートナーシップ

- 民間のツーリズムへの取組を国が一緒になって推進していくことが必要
- 地域の人々が国立公園の管理に積極的に参加できるような施策の実施が必要
- 地域住民ができること、国ができることを明確にし、協働で推進していくことが重要
- 海岸地区には多様な動植物が生息・生育しており、絶滅危惧種も多く国や県のレッドリストに指定されているが、今後は絶滅危惧種の復元を手がかりにして、市民と行政が連携した保護の取組を展開していくことが必要

3. 環境モデル地域

(1) 森・里・川・海のつながりを通じた自然共生社会

- 地元の人々が自分たちの土地である三陸海岸の地形、地質、環境等への理解を深めるための機会をつくり、国立公園の中で暮らすことの誇りや認識を育てることが重要
- 高い山や崖と海が繋がっているところに出る伏流水や、雨が降った時に形成される小川の流れ込みがある場所などでは、海産物等の成長が早く資源が豊富な場所が多い。こうした三陸海岸の特徴を地域の人々が理解・共有して、観光客にも伝えていくことが必要

(2) 再生可能エネルギーの活用方策

(3) リサイクル資源を用いた自然環境の創造

- 海岸の松林の消失に対して防潮堤を嵩上げして対応するのではなく、宅地造成の残土を使った桜堤の創出等で対応するような考え方の導入が必要

平成 23 年度三陸地域における自然公園の再編成等検討業務 報告書
平成 24 年 3 月

住所：〒102-0083

東京都千代田区麴町 3-7-6

名称：株式会社プレック研究所

この冊子は、環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす古紙パルプ配合率 70%、白色度 70%程度以下の非塗工印刷用紙を使用しています。

また、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。